

埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業 実施方針等に関する質問への回答

- 埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業実施方針等に関して、令和 4 年 1 0 月 1 8 日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- 質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和 4 年 1 2 月

埼玉県

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
1	実施方針	1	第1	1	(1)	ア	本施設の概要	「県は本事業を実施する事業者を「地方自治法」第244条の2 第3 項の規定による指定管理者として指定する予定」とあり、また、P27議会の議決で「指定管理者指定に関する議案」は未定とありますが、事業契約締結時に併せて議決される認識で宜しいでしょうか。また、指定期間は開業準備開始時から事業期間（運営・維持管理業務期間）終了時という認識で宜しいでしょうか。	指定管理者指定に関する議案は、供用開始までに議決する予定です。指定期間は、指定管理者指定に関する議決後から、事業期間（運営・維持管理業務期間）となります。
2	実施方針	1	第1	1	(4)		事業目的	競技力向上がメインの施設という考え方ででしょうか。	埼玉県屋内50m水泳場整備事業の基本計画のP3「3. 屋内50m水泳場整備における基本的な考え方」や、P4「4. 設置目的」を参照してください。
3	実施方針	1	第1	1	(4)		事業目的	「県が上尾市に設置を検討しているスポーツ科学拠点施設のサテライト施設」と記載されていますが、スポーツ科学拠点施設と本施設にて連携を想定している事項・業務を具体的にお示しください。	泳法解析装置等により収集したデータを、スポーツ科学拠点施設と共有することで、スポーツ科学の知見を活かし科学的根拠に基づくアスリート支援を行うとともに、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための支援を行うことを想定しています。
4	実施方針	1	第1	1	(4)		事業目的	「県が上尾市に設置を検討しているスポーツ科学拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活かし科学的根拠に基づくアスリート支援を行う」とありますが、上尾市の施設との連携の観点で具体的に検討している事項がありますでしょうか。	質問No.3の回答を参照してください。
5	実施方針	1	第1	1	(4)		事業目的	「県が上尾市に設置を検討しているスポーツ科学拠点施設のサテライト施設として・・・」との記載がありますが、スポーツ科学拠点施設と本施設で連携を想定している事項・業務がありましたらお示しください。また、スポーツ科学拠点施設のおおよその設置予定時期が決まっているようでしたらご教授ください。	質問No.3の回答を参照してください。スポーツ科学拠点施設は、基本計画策定後、4年から5年程度経過後の開設を想定しています。
6	実施方針	2	第1	1	(6)	イ	川口市が別途調達する施設との設計及び施工調整	設計及び施工業者の発注方式及び発注時期等お分かりでしたらご教示願います。	具体的には川口市の判断になりますが、現時点では下記を想定していると伺っています。設計については、本施設と意匠を合わせることを念頭に、令和5年度に基本設計及び令和6年度に実施設計を発注する可能性を視野に検討される予定です。施工については、令和7年度に着工する方向で検討されており、本施設との同時開業を目指しています。
7	実施方針	2	第1	1	(6)	エ	川口市が整備運営する施設との連携	「北スポーツセンターの運営及び維持管理は、川口市又は川口市が選定する第三者が実施することを想定」と記載がありますが、「神根運動場、神根公園」の運営及び維持管理についても「川口市又は川口市が選定する第三者（北スポーツセンターと同一の者）が実施することを想定」という理解でよろしいでしょうか。現時点では神根運動場、神根公園に関する問い合わせは北スポーツセンターとなっているため確認です。	神根運動場、神根公園の運営及び維持管理は、川口市又は川口市が選定する第三者が実施することを想定していますが、北スポーツセンターと同一の者になるのかは決定していないと伺っております。
8	実施方針	2	第1	1	(6)	エ	神根運動公園、神根公園、北スポーツセンターとの連携	神根運動公園、神根公園、北スポーツセンターとの連携について、県としての連携イメージをお持ちでしょうか。	県民が訪れるスポーツの拠点として、公園利用者、北スポーツセンター利用者、屋内50m水泳場利用者の各々が利用し易いように連携して、新たな賑わいの創出やスポーツ健康づくりを推進することをイメージしています。
9	実施方針	2	第1	1	(6)	ウ	北スポーツセンターの運営者との連携	北スポーツセンターの運営詳細についてご教示ください。	北スポーツセンターの運営は、川口市又は川口市が選定する第三者が実施することを想定しています。現時点での運営内容は、市民対応・予約管理・備品管理・駐車場管理・施設巡回・グラウンド整備などを予定しています。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
10	実施方針	2	第1	1	(6)		川口市が整備運営する施設との連携	「事業者は、川口市が別途整備運営する北スポーツセンターとの連携に配慮すること」とありますが、連携に関する協定書のようなものを県や川口市が協議し、作成されるのでしょうか。	川口市との連携に関する協定書の締結について、現在検討しているところです。例えば、川口市が整備する駐車場との相互利用などについて定めることを予定しています。
11	実施方針	2	第1	1	(6)		川口市が整備運営する施設との連携	川口市が別途整備運営する北スポーツセンターについて、想定する施設内容をお示ください。（例：体育館・トレーニング室等）	北スポーツセンターの施設内容については、本事業（PFI事業）の範囲外となり、川口市の判断になりますが、現時点では下記を想定していると伺っています。体育館については、観覧席の外周にランニング走路を設けるほか、トレーニング室の整備を予定しています。公民館については、現状の公民館機能に加えて、ホール及び多目的室の整備を予定しています。
12	実施方針	2	第1	1	(6)		川口市が整備運営する施設との連携	川口市が別途整備運営する北スポーツセンターについて、北スポーツセンターの運営者の想定業務内容をお示ください。（例：北スポーツセンター・神根運動場・神根公園の予約受付対応・駐車場管理等）	北スポーツセンターの運営者の業務内容については、本事業（PFI事業）の範囲外となり、川口市の判断になりますが、現時点では、受付対応・予約管理・備品管理・駐車場管理・施設巡回・グラウンド整備などを予定していると伺っています。
13	実施方針	2	第1	1	(6)		川口市が整備運営する施設との連携	川口市が別途整備運営する北スポーツセンターについて、水泳場と具体的に想定している連携内容をお示ください。	大会時には、体育館を競技者の休憩室として優先的に利用するとともに、本施設の東側にある市が整備予定の駐車場を優先的に利用することを想定しています。
14	実施方針	2	第1	1	(6)		川口市が整備運営する施設との連携	川口市が別途整備運営する北スポーツセンターについて、以下をお示ください。 ①想定する施設内容（例：体育館・トレーニング室等） ②北スポーツセンターの運営者の想定業務内容（例：北スポーツセンター・神根運動場・神根公園の予約受付対応・駐車場管理等） ③水泳場との具体的に想定している連携内容 ④設置予定時期	①質問No. 11の回答を参照してください。 ②質問No. 12の回答を参照してください。 ③質問No. 8及びNo. 13の回答を参照してください。 ④質問No. 6の回答を参照してください。
15	実施方針	2	第1	1	(6)		川口市が整備運営する施設との連携	「事業者は、川口市が別途整備運営する北スポーツセンターとの連携に配慮すること」とありますが、基本的な考えとして本事業は貴県と川口市との協議・調整結果に基づき整備された要求水準・事業契約に基づき実施する事業であるという理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
16	実施方針	2	第1	1	(7)		事業範囲	FA業務や、SPC管理業務を請け負う企業については、どの業務に含まれるのかご教示いただけませんか。	回答する上で質問内容を計りかねるため、対話時にご質問ください。
17	実施方針	3	第1	1	(7)	ア	本施設の整備（設計、建設）業務	（ウ）開業準備業務 d. 開館準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務に記載の「開館準備期間」について、いつからいつまでのことかお示ください。	実施方針等に関する意見において、開業準備期間が短いとの指摘もされていることを受けて、事業期間を下記のとおり修正します。 ・設計・建設期間：事業契約締結～令和9年3月31日 ・開業準備期間：令和9年4月1日～令和9年6月30日 ・供用開始予定日：令和9年7月1日 ・運営・維持管理期間：令和9年7月1日～令和24年3月31日
18	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	（ア）整備業務の対価	整備業務に要する費用の内訳として、スポーツ振興くじ助成金の申請については予定・検討はございますでしょうか。ある場合は、申請する範囲（建設・備品部分等）についてお示し願います。	現時点では、スポーツ振興くじ助成金の申請の予定はありません。
19	実施方針	4	第1	1	(9)	ア	事業期間	想定されている設計期間および施工期間をご教示願います。	令和6年度に設計、令和7年度及び令和8年度に建設工事を想定していますが、設計業務が令和7年度にかかる提案を排除するものではありません。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
20	実施方針	4	第1	1	(9)	ア	設計・建設期間	事業期間におけるア設計・建設期間は「事業契約締結の日～令和9年1月31日」とあります。基本計画によると、設計期間が令和6年度、建設工事期間が令和7年度～とされていますが、設計期間と建設工事期間の分け方はどのようにお考えでしょうか。	質問No. 19の回答を参照してください。
21	実施方針	4	第1	1	(9)		事業期間	本施設の所有権移転日は「令和9年1月31日」の認識で宜しいでしょうか。(8)事業方式に「本施設を供用開始できる状態で県に所有権を移転し、～」とある一方で、(9)事業期間には「引き渡し後に開館準備を完了させること」とあるため念のため確認させていただきたく存じます。	実施方針等に関する意見において、設計・建設期間が短いとの指摘もされていることを受けて、所有権移転日は令和9年3月31日とします。 事業期間を下記のとおり修正します。 ・設計・建設期間：事業契約締結～令和9年3月31日 ・開業準備期間：令和9年4月1日～令和9年6月30日 ・供用開始予定日：令和9年7月1日 ・運営・維持管理期間：令和9年7月1日～令和24年3月31日
22	実施方針	4	第1	1	(9)		事業期間	「事業者は、本施設の引き渡し後、令和9年3月31日までに、開館準備を完了させること」とありますが、開業準備期間としては令和令和9年2月1日から令和9年3月31日という認識で宜しいでしょうか（運営・維持管理における必要な開業準備は事前に行うものとして）。	質問No. 17の回答を参照してください。
23	実施方針	4	第1	1	(9)	イ	供用開始予定日	施設規模から推測すると設計・建設に3年半ほどかかると予想され、記載されている供用開始予定日に間に合わない可能性が高いと考えます。供用開始予定日を令和9年4月1日と設定されている理由（大会の開催予定等）がございましたらご教示ください。	基本計画において令和9年度の供用開始を想定しており、また、早期供用開始の要望も頂いていることから、供用開始予定日を令和9年4月1日としていました。ただし、ご指摘のような意見も複数頂いていることから、供用開始予定日の取扱いについては、下記のとおり修正します。 ・設計・建設期間：事業契約締結～令和9年3月31日 ・開業準備期間：令和9年4月1日～令和9年6月30日 ・供用開始予定日：令和9年7月1日 ・運営・維持管理期間：令和9年7月1日～令和24年3月31日
24	実施方針	4	第1	1	(9)	ウ	運営・維持管理期間	「疫病やその他の事由」で工期が遅れた場合において、記載されている運営・維持管理業務期間は変更となりますでしょうか。	工期が遅れた場合、運営・維持管理期間の終期を変更する予定はありません。
25	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	開業準備業務の対価	開業準備業務の対価は供用開始時一括での支払との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、開業準備業務の対価は、開業準備業務の完了時に一括支払いする想定です。
26	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	県が支払うサービス購入料	(ア)割賦払いの想定する比率はどの程度でしょうか？	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、設計・建設期間中の支払いと割賦払いを組み合わせる予定はあります。
27	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	県が支払うサービス購入料	(ア)整備業務の対価にて「事業契約においてあらかじめ定める額を一括払いおよび割賦払いにより事業者を支払う。」との記載がありますが、一括払いも想定しているのでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、設計・建設期間中の支払いと割賦払いを組み合わせる予定はあります。
28	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	県が支払うサービス購入料 (ア)整備業務の対価	本施設の整備業務に要する費用について、「一括払いおよび割賦払いにより事業者を支払う」とあるため、一括払いおよび割賦払いの混合型による支払いとの認識で宜しいでしょうか。	質問No. 27の回答を参照してください。
29	実施方針	5	第1	1	(10)	(エ)	運営・維持管理業務に要する光熱水費	光熱水費は、提案額を基に事業者を支払うとの記載がありますが、実際に発生した光熱水費と乖離（特に下回った場合）について、提案額からの返還等があるかご教示下さい。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、光熱水費の見直しについては物価変動や計画・実績の乖離により改定する方法を検討しています。
30	実施方針	5	第1	1	(10)	ア	県が支払うサービス購入料	(ア)運営・維持管理業務に要する光熱水費について、近年の社会情勢を踏まえた算出を検討しておりますが、埼玉県として光熱水費の考え方をお示しください。	質問No. 29の回答を参照してください。
31	実施方針	5	第1	1	(10)	ア・ (エ)	運営・維持管理業務に要する光熱水費	「事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う」とありますが、実績が貴県との事業契約で定めた金額を下回った場合、その差額の取り扱いはどの様になりますでしょうか。	質問No. 29の回答を参照してください。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
32	実施方針	5	第1	(10)	ア	(エ)	運営・維持管理業務に要する光熱水費	事業者提案として、井水の活用を提案する事は可能でしょうか。	埼玉県生活環境保全条例による地盤沈下防止対策を講じるなど、関連法令を遵守した上で、提案する事は可能です。
33	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る利用料金収入(運営・維持管理期間)	入会金を徴収せず、利用者が制限されない範囲であれば、多様な料金体系や会員制を導入することは可能でしょうか。ご教示ください。	詳細は入札公告時までに示す予定ですが、利用料金収入については、基本となる料金体系や上限金額をお示しする予定です。
34	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る利用料金収入(運営・維持管理期間)	提案料金と県条例で定める料金とに差異(不足)が生じた場合は、提案内容を変更できるということでしょうか。	提案内容については特段の事情がない限り、原則順守することとします。
35	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	(ア)利用者から得る利用料金収入(運営・維持管理期間)について、「利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件」と記載がありますが、具体的な条件をお示しください。	質問No. 33の回答を参照してください。
36	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	北スポーツセンターとの料金体系の考え方をご教示下さい。	北スポーツセンターの料金体系は川口市の判断になります。
37	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	(ア)利用者から得る利用料金収入(運営・維持管理期間)について、「利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として・・・」と記載がありますが、具体的な条件をお示しください。	質問No. 35の回答を参照してください。
38	実施方針	5	第1	1	(10)	エ	運営・維持管理業務に要する光熱費	昨今のエネルギー費用の高騰を考えると、光熱水費については、単価の変動が大きく長期の予測が困難であるためサービス対価から外して貴県にご負担いただけないでしょうか。もしくは、光熱水費の変動に応じて事業期間の途中で費用の見直しを可能としていただけませんか。	質問No. 29の回答を参照してください。
39	実施方針	5	第1	1	(11)	ア	ネーミングライツによる収入	ネーミングライツの導入予定時期があればご教示ください。	現在のところ未定です。
40	実施方針	6	第1	1	(11)	ア	ネーミングライツによる収入	事業期間内に想定している名称の変更回数をお示しください。また、変更する場合、次の名称は、何か月前までに決定しますでしょうか。	現在のところ未定です。
41	実施方針	6	第1	(11)	ア		ネーミングライツによる収入	事業者が提案として、ネーミングライツの命名権者となる事は可能でしょうか。	ネーミングライツの命名権者になることは可能ですが、本事業の事業提案においてネーミングライツの提案は認められません。なお、本施設のネーミングライツは、本事業とは別に公募することを予定しています。
42	実施方針	6	第1	1	(13)		事業期間終了時の施設性能	リスク分担表に記載の公認基準変更のリスクは公認申請後や施工後では対応不可の場合も有ります。同時に各種基準(建基法、その他さまざまな基準)に於いても同様と考えますので、当初の要求水準書に合わせるべき内容とそうで無い内容を整理頂けますでしょうか。	公認基準変更については法令変更リスクに該当するものと考えておりますが、具体的には入札公告時に示す予定です。
43	実施方針	6	第1	1	(11)	ア	ネーミングライツによる収入	募集およびサイン設置は県が別途負担で行うということでしょうか。また、サイン設置計画は実施設計時には確定できますでしょうか。	ネーミングライツの募集は県が行います。ネーミングライツのサインの設置費用は命名権者の負担になる予定です。なお、ネーミングライツのサインを設置するための下地等の整備は、事業範囲に含まれますが、具体的な条件については設計建設段階で協議して決めていく予定です。ネーミングライツのサイン設置計画の検討時期については、現在のところ未定です。
44	実施方針	6	第1	1	(11)	ア	ネーミングライツによる収入	ネーミングライツ事業者の選定期間をご教示ください。また、募集内容や基準額についてお決まりの内容があればお示しください。(要求水準書(案)P74)	現在のところ未定です。
45	実施方針	6	第1	1	(11)	ア	ネーミングライツによる収入	イベント開催において、主催者とネーミングライツ事業者とが同業関係にある場合のマスキング作業等は必要でしょうか。また、必要である場合の作業実施者と作業費の負担者についてはどの様に考えれば宜しいでしょうか。	現在のところ未定です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
46	実施方針	6	第1	1	(10)	ウ	その他の収入	特別イベント開催による収入も加算できると考えてよろしいでしょうか？	特別イベントを自由提案事業として開催した場合、その収入は事業者のものとなります。
47	実施方針	6	第1	1	(10)	ウ	その他収入	その他収入の具体的な内容として広告収入を記載頂いておりますが、 ①広告収入がイ利用者から得る収入（ウ）自由提案事業により得られる収入に当てはまらない理由をお示しください。 ②広告収入以外の、その他収入の具体的な内容をお示しください。 ③イ利用者から得る収入（ウ）自由提案事業により得られる収入の具体的な内容をお示しください。	①広告収入源として、利用者ではなく広告掲出者からの収入にあたるため分けて記載しました。 ②事業者の提案によります。 ③事業者の提案によります。
48	実施方針	7	第1	2	(2)	—	選定方法	選定にあたっての配点をご示し下さい。	実施方針P6「特定事業の選定および公表に関する事項」に規定した内容は、PFI法に基づく特定事業選定の手続きを示したものです。よって配点は示せません。
49	実施方針	7	第1	2	(3)	(ア)	コスト算出による定量的評価	設計及び建設、開業準備、運営・維持管理等の上限設定金額については、入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針P6「特定事業の選定および公表に関する事項」に規定した内容は、PFI法に基づく特定事業選定の手続きを示したものです。よって入札公告時に公表されません。
50	実施方針	7	第1	2	(3)		選定手順	「次の手順により」と記載されていますが、そのまま読めば（ア）から（エ）の順番に評価するという事になると思われます。又は評価に順序は無く項目という理解で宜しいでしょうか。仮に、（ア）から（エ）の順番に評価するという事であれば、コストによる定量的評価が最優先され事業の定性的評価は順位が劣るといふ事でしょうか。	実施方針P6「特定事業の選定および公表に関する事項」に規定した内容は、PFI法に基づく特定事業選定の手続きを示したものです。
51	実施方針	8	第2	1	(1)		基本的な考え方	「地域の活性化への配慮」とのことですが、川口市のみならず埼玉県全域を指しているという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
52	実施方針	8	第2	1	(2)	—	選定の方法	「落札者決定基準書」は公表されるのでしょうか。その前提の場合、公表される時期をご教示願います。	入札公告時に示す予定です。
53	実施方針	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	令和5年10月④入札提出書類（提案書）の受付とありますが、提案書提出のみの記載でしたが、後日改めて二次審査の機会（プレゼンテーション・質疑応答等）を設定するご意向はございますでしょうか。設定する場合の時期は、同時期頃と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
54	実施方針	8	第2	2	(1)	—	事業者の募集・選定スケジュール	事業者の募集・選定スケジュールについて、令和5年2月以降の予定について大まかにお示しいただいておりますが、詳細はいつ頃に公表されますか。	入札公告時に示す予定です。
55	実施方針	8	第2	2	(1)	—	事業者の募集・選定スケジュール	入札後のプレゼンテーション・ヒアリングは実施予定でしょうか。その場合、実施の詳細についてお知らせください。	入札公告時に示す予定です。
56	実施方針	9	第2	2	(2)	エ・コ	事業者対話の実施	対話への参加者について人数制限等は特にないと考えるて宜しいでしょうか。	会場の席数に限りがあるため、どちらも人数制限を設定する予定です。
57	実施方針	9,10	第2	2	(2)	エ	事業者対話の実施	対話は複数回の実施も想定していますでしょうか。	事業者対話については、入札公告前に1回、入札公告後に1回開催することを予定しています。
58	実施方針	11	第2	2	(2)	シ	落札者の決定・公表	審査の過程に入札参加者によるプレゼンテーションや入札参加者へのヒアリングは予定されていますか。予定されている場合、動画及び模型の使用は可能でしょうか。現時点回答頂けない場合でも、作成期間を考え、プレゼン実施時期の6か月ほど前にはお示し下さい。	入札参加者によるプレゼンテーションやヒアリングの実施の有無については、入札公告時に示す予定です。なお、実施要領、実施形式、参加可能人数等については、提案書提出者に対して個別に示すことを予定しています。
59	実施方針	11	第2	2	(2)	シ	落札者の決定・公表	「落札者の選定に当たり学識経験者等で構成される埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。」とありますが、学識経験者以外にどのような方で構成されますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
60	実施方針	12	第2	3	(1)	イ	入札参加者の参加資格要件（共通）	事業マネジメントやファイナンシャルアドバイザー業務を行う企業は左記の参加資格要件（共通）を満たしていれば入札参加資格の要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
61	実施方針	12	第2	3	(1)	イ(ア)	入札参加者の参加資格要件	「埼玉県建設工事等の指名停止等に関する基準」、「埼玉県物品等の指名停止等に関する基準」は貴県のホームページ等で公開されている基準でしょうか。もし、公開されていない場合はご提示願います。	実施方針P12の「「埼玉県建設工事等の指名停止等に関する基準」または「埼玉県物品等の指名停止等に関する基準」を「「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」」に修正します。 「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」はホームページで公開されています。 以下のホームページを参照ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/sankateishi.html
62	実施方針	13	第2	3	(1)	イ	入札参加者の参加資格要件(共通)	「(セ) 以下の者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。・公益財団法人埼玉県スポーツ協会・一般社団法人埼玉県水泳連盟」とありますが、要求水準書(案)29ページにおいても、「詳細は公益財団法人日本水泳連盟と協議すること。」とあるように、50mプールとして公認を取るためには日本水泳連盟との事前協議が不可欠となっています。ついては、「(セ) 以下の者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。」には公益財団法人日本水泳連盟も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、「(セ) 以下の者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。」には公益財団法人日本水泳連盟は含みません。
63	実施方針	13	第2	3	(1)	イ	入札参加者の参加資格要件(共通)	(セ)に記載のある2団体(公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟)については、入札参加者として参加しない(できない)との認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
64	実施方針	13	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	構成員のみの要件ということでよいでしょうか。	「入札参加者の参加資格要件(業務別)」は、設計、工事監理、建設、運営および維持管理の各業務に当たる者が、それぞれ充足する必要があります。このため、構成員だけでなく、協力企業が当該各業務に当たる者である場合は充足する必要があります。
65	実施方針	13	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件	代表企業の資格要件は「SPCへの出資比率が出資者中最大」のみでよろしいでしょうか。また、開業準備業務に係る参加資格は要求されないとの理解でよろしいでしょうか。	SPCへの出資比率が出資者中最大の企業が代表企業となりますが、代表企業の参加資格要件として、「入札参加者の参加資格要件(共通)」も充足してください。また代表企業が業務を行う場合には、「入札参加者の参加資格要件(業務別)」を充足してください。 開業準備業務に係る参加資格要件としては、「入札参加者の参加資格要件(共通)」を充足してください。
66	実施方針	14	第2	3	(1)	ウ	入札参加資格要件	(エ)運営に当たる者及び(オ)維持管理に当たる者は、1年以上の運営及び維持管理の実績を有してあること、とございますが、SPCの構成員が実績を保有しているとの認識でよろしいでしょうか。	運営企業に当たる者及び維持管理に当たる者として、入札参加者の構成員又は協力企業が該当する実績を保有していることを求めます。
67	実施方針	16	第2	3	(3)	イ	SPC設立等の要件	本店の所在地は本施設も可能という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
68	実施方針	21	第4	1	—	—	法定建ぺい率	立地条件における法定建蔽率について、令和4年度末に神根運動場を都市公園へ変更予定とありますが、全体が都市公園となった後の具体的な建蔽率(予定)をご教示下さい。	都市公園法による建蔽率は22%となる予定です。建築基準法における建蔽率の制限は50%です。
69	実施方針	21	第4	1			敷地面積、他	本事業の建築基準法における計画通知等許認可の対象敷地は、表に記載されている「約2.4ha」の範囲(別紙3に記載されている「PFI事業敷地」の範囲)ではなく、別紙1に記載されている敷地境界線(赤の一点鎖線範囲)との理解でよろしいでしょうか。 建蔽率・容積率・日影規制確認の前提条件となりますのでご教示願います。	建築基準法における建築確認の対象敷地は、別紙1に記載されている敷地境界線(赤の一点鎖線範囲)となります。ただし、南東の凹んでいるところ、北西の凹んでいるところの計4箇所が未買収部分であり、川口市からは来年度以降買収予定と伺っています。 全て買収された公園敷地全体面積は、139,837.94㎡となる予定です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
70	実施方針	21	第4	1	—	—	法定建ぺい率	公園区域全体（変更予定の範囲を含む）における、既存建物の建築面積をお示しいただけますでしょうか。 神根公園に現存する既存建物の建築面積は以下のとおりです。川口市からは、すべてを解体して再整備する予定と伺っております。 北スポーツセンター 4778.4㎡ 体育用倉庫 12.6㎡ 便所 8.0㎡ 防災倉庫 14.3㎡ 合計 計4813.3㎡	
71	実施方針	21	第4	1			法定建ぺい率	敷地全体面積をご教示下さい。 質問No. 69の回答を参照してください。	
72	実施方針	21	第4	1			法定建ぺい率	本計画施設と川口市が別途計画する施設も合わせて、公園区域全体に対する法定建ぺい率をクリアできる本計画施設の建築面積をご教示願います。 質問No. 69及び質問No. 70の回答を参照してください。	
73	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	施設概要として、ドライランド（飛込競技練習施設）、機能分析室、泳法解析装置等の各諸室・備品の記載がありますが、別紙6プール備品リスト・別紙7プール電気備品リストの備品がどの諸室に設置することを想定しているのかお示しください。 設置場所を要求水準書（案）に規定していないものについては、事業者提案によります。	
74	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	施設概要として、ドライランド（飛込競技練習施設）、機能分析室、泳法解析装置等の各諸室・備品の記載がありますが、機能分析室に泳法解析装置等の専門的な機器が設置されるという理解でよろしいでしょうか。 その理解で結構です。	
75	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	固定席3,000席以上とされた根拠をお示しください。また、一部の席は仮設とすることは可能でしょうか？ 3,000席の根拠は、国内主要大会の開催を目指しているためです。 固定席3,000席以上（うち1,000席程度はベンチシート）です。仮設席はありません。	
76	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	本件においてトレーニングルームは整備しないということでしょうか。また、その場合トレーニングルームを北スポーツセンターに整備をする計画はありますか。 要求水準書（案）に示している機能分析室の整備は必須ですが、別途、トレーニングルームを本施設に整備することは必須ではありません。 北スポーツセンターの整備内容については、本事業（PFI事業）の範囲外となり、トレーニングルームを整備するか否かは川口市の判断になります。なお、現時点での北スポーツセンターの整備計画については、質問No. 11の回答を参照してください。	
77	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	施設概要として、ドライランド（飛込競技練習施設）、機能分析室、泳法解析装置等の各諸室・備品の記載がありますが、 ①別紙6プール備品リスト・別紙7プール電気備品リストの備品がどの諸室に設置することを想定しているのかお示しください（各諸室の備品の数量等を検証するため） ②機能分析室には泳法解析装置等の専門的な機器が設置されると理解していますが、別紙6プール備品リスト・別紙7プール電気備品リストに記載されていますでしょうか？ ①設置場所を要求水準書（案）に規定していないものについては、事業者提案によります。 ②泳法解析装置等については、備品リストには記載されておりません。	
78	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	冷温交代浴施設とは具体的にはサウナ施設のようなものでしょうか。具体的な事例施設があればお示しください。 温浴槽と冷浴槽を交互に入浴することにより、練習後の筋疲労を効果的に回復することを目的とした施設となります。	
79	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	固定席3,000席以上とありますが、 ①3,000席の根拠をお示しください ②「固定席3,000席」の記載の他に、要求水準書P17「観客席 3,000席以上」P35「メインプールゾーンには、3,000人以上（1,000人分まではベンチシートとすること。）の収容能力を確保」とあり、それぞれの意味合いは違うと理解しておりますが、席数または収容人数の考え方は事業者にて提案が可能という理解で宜しいでしょうか。 質問No. 75回答を参照してください。	
80	実施方針	22	第4	2	(1)		施設構成	固定席は一部の席を仮設とすることは可能でしょうか？ 仮設席にすることはできません。	

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
81	実施方針	24	第6	3			当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	事業契約の内容が不明です。この点における事業契約の内容は公告時に開示されると考えて宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。
82	実施方針	26	第7	3			その他の支援に関する事項	「国等の財政支援措置および地方債等をもって充てることを想定している」とありますが、現時点で想定している具体的な補助金等の詳細をお示しください。	学校施設環境改善交付金を想定しています。
83	実施方針	27	第8	1			議会議決	「債務負担行為の設定に関する議案」は令和5年2月を想定しているとのことですが、一方で事業者対話は令和5年1月を想定しているとのこと、本事業に関わる予算はどの時期に決定されるのでしょうか	本事業に関わる債務負担行為の設定に関する議案は、令和5年2月定例県議会に提出する予定です。
84	実施方針	28	第8	別紙1			周辺住民あるいは施設利用者への対応	周辺住民・利用者への対応については、業務実施のミスによるものではなく県計画および県が認めた提案内容に起因するものは県負担であることよろしいでしょうか。	事業者が実施する業務内容や提案内容に対する、周辺住民あるいは施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応は、事業者にて対応してください。 なお、本事業の実施自体に対する周辺住民あるいは施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応は、この限りではありません。 また、都市計画決定など、川口市の事業に関わる周辺住民あるいは施設利用者への対応は、市が行うことを予定しています。
85	実施方針	28	第8	別紙1			金利変動	金利変動リスクにつき、適用金利はどういったご想定でしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、適用金利は基準金利+提案されたスプレッドとする予定です。
86	実施方針	28	別紙1				リスク分担表（案） 要求水準未達リスク	「事業期間中、要求水準を満たせないリスク」は事業者側にあるとなっておりますが、公認規準やその他法規、種々の基準などの変更に対しては、事業者のリスク負担として非該当と考えてよろしいですか。	詳細は入札公告時に事業契約書にて示す予定ですが、本事業に直接関係する基準の新設及び変更については県が負担し、それ以外の場合は事業者が負担する想定とします。
87	実施方針	28	別紙1				別紙1 リスク分担表	不可抗力による費用の負担増の場合、何を基準にして協議により決定するのかご教示下さい。また、施設整備業務の物価変動リスク、運営時管理期間中の物価変動リスク及び光熱水費の物価変動リスクのそれぞれどのような変動幅で見直しをするのかご教示ください。	①詳細は入札公告時に事業契約書にて示す予定ですが、事業者から通知される内容の詳細及び理由を基準に判断します。 ②詳細は入札公告時に事業契約書にて示す予定です。
88	実施方針	28	別紙1				リスク分担表（案）	前文に「事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する」とありますが、重複せず本リスク分担表（案）に記載があり、事業契約書（案）に規定がない事項があった際の扱いについてご教示ください。	本リスク分担表の内容は、入札公告時に示す事業契約書（案）のなかに全て記載する予定です。
89	実施方針	28	別紙1				リスク分担表（案） 周辺住民あるいは施設利用者への対応	現時点でかかる反対、訴訟、要望は無い（特段想定されない）との認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
90	実施方針	28	別紙1	※2				一定の金額の想定金額をご教示下さい。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。
91	実施方針	28	別紙1	※3				一定範囲の想定範囲をご教示下さい。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。
92	実施方針	28	別紙1	※4				一定範囲の想定範囲をご教示下さい。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。
93	実施方針	28	別紙1	※5				一定期間の想定範囲をご教示下さい。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。
94	実施方針 別紙1	28					リスク分担（案）	北スポーツセンターとのリスクの分担については本リスク分担表に含まれている認識で宜しいでしょうか。（川口市の責に帰するものは埼玉県に帰するイメージ）	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、事業者の責によらない北スポーツセンターとのリスク分担については、事業者で想定・対応することは合理的でないことから、事業者の責任とはしないことを想定しています。
95	実施方針	29	第8	別紙1			不可抗力	不可抗力の場合の民間負担の一定金額以下とはいくらでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
96	実施方針	29	第8	別紙1			工事費増大・工事遅延	民間負担の事項の記載が「上記（県帰責）以外」と「事業者帰責」の二種類あるがその差異は何でしょうか。すべて「事業者帰責」に統一できないでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。
97	実施方針	29	第8	別紙1			不可抗力、物価変動	不可抗力リスクにつき、一定の金額以下は事業者負担とありますが、どの金額をご想定でしょうか。過度な負担割合の場合、取組方針自体に多大な影響を及ぼすと考えております。	質問No. 90をご参照ください。
98	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案） 不可抗力	運営・維持管理段階での物価変動リスクについて、「※4一定範囲を超える物価変動～」とあります。現在想定されている数値（%）があればご教示ください。また上昇した物価単価が減少した際には再度サービス購入料や利用料金単価を見直すとの認識で宜しいでしょうか。	質問No. 92をご参照ください。後段は、その理解で結構です。
99	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案）	共通＞不可抗力 ※2について、一定の金額以下は事業者負担、とございますが、「一定の金額」の定義について、県の考えをお示しください。	質問No. 90をご参照ください。
100	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案）	整備及び運営・維持管理段階＞物価変動 ※3及び※4について、「一定範囲」の定義について、県のお考えをお示しください。また、※4の利用料金単価を見直す場合においては、条例改正が必要との認識でよろしいでしょうか。	質問No. 91及びNo. 92をご参照ください。後段は、条例に示す上限額を越えた利用料金の見直しについては、条例改正が必要です。
101	実施方針	29	別紙1				同上 用地瑕疵	要求水準書にある埋文、土壌汚染等はその有無及び程度を判断できる資料を公開頂けるのでしょうか。もし十分な判断材料が無い場合、事業者側でリスクを算定することは不可能と考えられます。予測可能な範囲とそうで無い範囲を明確にして頂けますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
102	実施方針	29	別紙1				同上 施設の契約不適合	県と事業者のリスク区分が同じ内容で不明です。	記載されているリスクの内容は同じではありません。上段は「契約不適合責任期間“中”」と記載されており事業者負担となります。下段は「契約不適合責任期間“後”」と記載されており県負担となります。
103	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案） 不可抗力	不可抗力には「・・・その他の県または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象等」とあり、大規模感染症（covid-19等）については不可抗力に含まれる認識で宜しいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、既に発生しているため、原則として不可抗力には含まれません。発生する事象等により、特別な業務内容が一定期間必要なとき又は業務内容が著しく変更される場合には、不可抗力として扱う場合があります。
104	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案） 不可抗力	※2「一定の金額」は1%迄の想定でしょうか。	質問No. 90をご参照ください。
105	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案） 施設の契約不適合	契約不適合責任期間中とはどの程度の期間を想定されていますでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、施設引渡から2年以内を想定しています。
106	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案） 物価変動	※3「一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している」とありますが、一定範囲の基準について想定はございますでしょうか。また、物価変動については指数に基づく改定（物価スライド）を適用いただける認識で宜しいでしょうか。	前段は、質問No. 91をご参照ください。後段は、詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定ですが、物価変動については指数に基づく改定を適用する想定です。
107	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案） 物価変動	※4「一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料や利用料金単価を見直すことも含め検討している」とありますが、一定範囲の基準について想定はございますでしょうか。また、物価変動については指数に基づく改定（物価スライド条項）を適用いただける認識で宜しいでしょうか。加えて、利用料金単価の改定については必要時に協議いただける認識で宜しいでしょうか。	質問No. 92及びNo. 106をご参照ください。利用料金単価の改定については、その理解で結構です。
108	実施方針	29	別紙1 リスク 分担表 （案）	共通	不可抗力	—	負担者※2	※2に記載の「一定の金額以下」における「一定の金額」とは、どのような想定や計算のもと決定されるものなのでしょうか。	質問No. 90をご参照ください。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
109	実施方針	29	別紙1 リスク 分担表 (案)	整備	一般的損 害	—	「他関連工事」の内容	「他関連工事」とは具体的に何を指すのか、ご教示願います。	具体の想定はありません。
110	実施方針	29	別紙1 リスク 分担表 (案)	整備	物価変動	—	物価変動に関するリスク	「一定範囲を超える物価変動」の具体的な条件をお示しください。	質問No. 91をご参照ください。
111	実施方針 (別紙1)	29					リスク分担（不可抗力）	感染症の流行等、疫病リスクについても本項目に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問No. 103をご参照ください。
112	実施方針 (別紙1)	29					リスク分担（施設設備 機器劣化等）	「上記以外の特殊事由による施設の劣化」の特殊事由について想定している具体的内容をご教示願います。	具体の想定はありません。
113	実施方針 (別紙1)	29					リスク分担 (施設の契約不適合)	リスクの内容に関し、県と事業者のリスクが同じ内容となっています。誤植でしょうか。	質問No. 102をご参照ください。
114	実施方針 (別紙1)	29					リスク分担（施設設備 機器劣化等）	「上記以外の特殊事由による施設の劣化」の“特殊事由”について想定している具体的内容についてご教示ください。	具体の想定はありません。
115	実施方針 別紙1	29					リスク分担（案） 不可抗力	不可抗力について、感染症リスクも含まれるという理解で宜しいでしょうか。	質問No. 103をご参照ください。
116	実施方針	30	別紙1			運営・ 維持管理 段階	物価変動 ※4	「一定範囲を超える物価変動については、サービス購料や利用料金単価を見直すことも含め検討している」の一定範囲とはどのくらいの範囲を想定していますか。	質問No. 92をご参照ください。
117	実施方針	30	別紙1			運営・ 維持管理 段階	光熱水費 ※5	「供用開始後の一定期間の実績に応じて、それ以降の光熱水の使用量と提案時の使用量からの増減については、見直すことも含めて検討している」の一定期間とはどの程度の期間を想定していますか。また、その間の増減については清算しないのでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。
118	実施方針	30	別紙1			共通	不可抗力 ※2	「一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は県負担とする」の一定金額とはどのくらいの金額を想定していますか。	質問No. 90をご参照ください。
119	実施方針	30	別紙1				リスク分担表（案） 不可抗力	運営・維持管理段階での水光熱費の変動リスクについて、「※5使用開始後の一定期間の実績に応じて～」とあります。現在想定されている一定期間についてご教示ください。	質問No. 117をご参照ください。
120	実施方針	30	別紙1				リスク分担表（案）	運営・維持管理段階＞光熱水費の変更 ※5について、「一定期間の実績に応じて」とございますが、どの程度の期間を想定されていますでしょうか。使用量増となった場合、サービス購入料を増額するとの認識でよろしいでしょうか。	質問No. 117をご参照ください。
121	実施方針	30	別紙1				同上 公認基準更新	公認規則は4年ごとの見直しが一般的。公認申請段階で許可になったものが竣工時に不適になる事例もあり施工段階での対応が不可能な場合は訂正は不可能な内容も生じます。又事業期間内での基準の見直しについても対応不可能なものが生じる可能性があるため、事業者のリスクだけでは対応が不可能と思われれます。公認基準更新に伴う変更更新のリスクは器具・備品等のリスクだけではなく、将来、基本的な寸法などの変更リスクも有りますので、そのリスク分担を明確に表記頂けますでしょうか。	質問No. 86をご参照ください。
122	実施方針	30	別紙1				同上 ※2 一定の金額以下は 事業者負担、それを超 える場合は県負担とす る。	内容が不明確な為リスクが判断できません。明確にして頂けますでしょうか。	質問No. 90をご参照ください。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
123	実施方針	30	別紙1				リスク分担表(案) 光熱水費の変動	※5「供用開始後の一定期間の実績に応じて、それ以降の光熱水の使用料と提案時の使用料からの増減については、見直すことも含め検討している」とありますが、一定期間の期間を含め、どのような見直し方法を想定されていますでしょうか。 また、光熱水費の単価の見直しについても検討いただきたいと考えますが、ご検討可能でしょうか。	質問No. 117の回答をご参照ください。
124	実施方針	30	別紙1	リスク分 担表 (案)	運営・維 持管理段 階		施設修繕	「経年劣化により必要となる修繕のリスク」は事業者負担とありますが、事業期間中の人件費上昇による事業費の見直しは、物価変動と同様に行われますでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書(案)にて示す予定ですが、その想定です。
125	実施方針 別紙1	30					リスク分担(案) 公認基準更新	公認基準更新に伴う器具・備品等の更新のリスクは県となっていますが、更新において必要となる備品は県にて購入いただけるという理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
126	実施方針 別紙1	30					リスク分担(案)	※3「一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。」について、「一定の範囲を超える」の具体的な内容を教えて頂いて宜しいでしょうか。	質問No. 91をご参照ください。
127	実施方針 別紙1	30					リスク分担(案) 公認基準更新	公認基準更新に伴う器具・備品等の更新のリスクは県となっていますが、更新において必要となる備品は県にて購入いただけるという理解で宜しいでしょうか。	質問No. 125の回答を参照してください。
128	実施方針 別紙1	30					リスク分担(案)	※2「一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は県負担とする」 ※3「一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。」 ※4「一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料や利用料金単価を見直すことも含め検討している。」について、「一定の金額以下」「一定の範囲を超える」の具体的な内容を教えて頂いて宜しいでしょうか。	質問No. 90-92をご参照ください。
129	実施方針 別表1 リスク分 担表(案)	30					運営・維持管理段階 施設修繕	事業期間内の大規模修繕は含まないとの理解で良いでしょうか。	その理解で結構です。
130	要求水準書	2	第1	5			性能規定	県や主要な利用団体(県水連等)が利用するにあたって必要な計画が要求水準に具体的に落とし込まれているという理解でよろしいでしょうか。必要最低限の整備内容は具体的に示してください。	その理解で結構です。
131	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)		北スポーツセンターとの合築	「本施設は、川口市が別途整備する北スポーツセンターとエキスパンションジョイントで連結することにより、建物内部での相互移動が可能となるよう計画する。」との記載がありますが、本施設と連結するのは1階のみと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
132	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)		北スポーツセンターとの合築	本事業施設と北スポーツセンターとを連結させることですが、人の往来のみで設備等の接続はないとの理解でよろしいでしょうか。	本施設と北スポーツセンターは、確認申請上1の建築物とすることを想定しており、総合的に判断して一体性があると認められる計画としてください。 なお、設備については、本施設と北スポーツセンターが個別で運用が可能となるように計画して頂くこととなりますが、関係法令等により接続が必要となる設備機器がある場合は、接続する計画としてください(防火避難設備など)。
133	要求水準書 (案)	2	第1	6	(2)		市との設計施工調整	貴県が実施する市との設計施工調整により、事業者側コストが増加する場合は県側が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書(案)にて示す予定ですが、事業者の責によらない要因により事業者側のコストが増加する場合、事業者の負担とはならない方針とする予定です。
134	要求水準書	2	第1	6	(1)	—	北スポーツセンターとの合築	北スポーツセンターとの合築について、エキスパンションジョイントで連結とありますので、設計区分、申請区分、資産区分、施工区分はエキスパンションジョイント部で分かれていると考えてよろしいでしょうか。	設計区分、資産区分、施工区分は県と市の敷地毎になります。 申請区分は、建蔽率、緑化率等の関係から神根公園全体になります。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
135	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)		北スポーツセンターとの合築	県と川口市にて、整備する諸室や機能等は調整されていますでしょうか。本事業には、県民の健康増進のためのトレーニングルームが整備されませんが、北スポーツセンターに整備されるのでしょうか。	北スポーツセンターの整備内容については、本事業（PFI事業）の範囲外となり、トレーニングルームを整備するか否かは川口市の判断になります。
136	要求水準書 (案)	3	第1	6	(1)		北スポーツセンターとの合築	北スポーツセンターの主な仕様についてご教示ください。	北スポーツセンターの整備内容については、本事業（PFI事業）の範囲外となり、主な仕様については川口市の判断になります。なお、現時点での北スポーツセンターの整備計画については、質問No. 11の回答を参照してください。
137	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「東側敷地の駐車場の整備」とありますが、台数は何台でしょうか。また、県が整備する水泳場と同様に無料という理解で宜しいでしょうか。水泳場と北スポーツセンターのそれぞれの駐車場の境界線に何か区切るものを設ける必要はあるのでしょうか？	川口市からは、東側敷地の駐車場は300台程度（臨時駐車場含む）を想定していると聞いています（バス等の大型車を含む）。また、川口市からの情報では駐車場利用料は無料と聞いています。 なお、水泳場と北スポーツセンターの駐車場の境界は、管理区分を明確にして頂く必要がありますが、各駐車場間を行き来できるようにしてください。
138	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「東側敷地の駐車場の整備」とありますが、水泳大会時等の運用方法をお示しください。	大会開催時には、県側駐車場200台では不足するので、川口市が整備する東側駐車場を優先的に使える前提で調整しています。
139	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「東側敷地の駐車場の整備」とありますが、 ①台数は何台でしょうか。 ②県が整備する水泳場と同様に無料という理解で宜しいでしょうか。 ③水泳場と北スポーツセンターのそれぞれの駐車場の境界線に何か区切るものを設ける必要はあるのでしょうか？	質問No. 137の回答を参照してください。
140	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「川口市は、既存の北スポーツセンターの解体撤去、現在の敷地の樹木伐採・伐根及び地下埋設物等の撤去、敷地の整地のほか、新たな北スポーツセンターの整備、敷地西側の幹線第44号線の道路拡幅工事、東側敷地の盛土の切り崩し及び整地、東側敷地の駐車場の整備、北側のプロムナードの整備を、本事業とは別途実施することを予定している。」との記載がありますが、本事業の建設工事と川口市の解体及び工事時期が重なる可能性があります。重機作業及び資材搬出入動線など工事調整が必要となり工事工程の延伸に影響するため、川口市側の具体的な工事スケジュールをお示しください。	質問No. 6の回答を参照してください。
141	要求水準書	3	第1	6	(2)	—	川口市施設との意匠あわせ	川口市施設との意匠を合わせる意向について、本PFI事業者並びに案特定後に、貴県並びに市の設計調整による意匠変更等が生じた場合の取扱い（期間・コスト等）については、要求水準の変更と捉えてよろしいでしょうか。	川口市の施設は、意匠、構造など県施設に合わせる方向で調整しており、基本的に川口市が整備する施設の変更に伴う本施設の設計変更はありません。
142	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「東側敷地の駐車場の整備」とありますが、 ①別紙5-2配置イメージ図を確認すると、駐車場への入口（歩行者自動車道からの入口）は川口市の事業敷地（ピンク色部分）になるという理解で宜しいでしょうか。 ②①に伴い、仮に駐車場の入り口部分にゲート等を設ける場合は、その設置に係る費用負担や維持管理等は、本事業ではなく川口市側の事業範囲になるという理解で宜しいでしょうか。	①駐車場の出入口は、PFI事業敷地の北西部としてください。川口市からは、敷地南側の市事業敷地部分は、歩行者専用とする予定と聞いています。なお、市事業敷地の南東部分は、川口市の事業として駐車場出入口を設ける予定です。 ②駐車場の管理など防犯上の問題が無ければ、駐車場の入り口部分にゲート等を設けることは必須ではありません。仮に設ける場合、その設置に係る費用負担や維持管理は、事業者側が行ってください。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
143	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	本事業とは別途実施する新たな北スポーツセンターの整備内容は本事業提案内容に反映するため「実施方針 第2.2(1) 令和5年4月～5月⑦入札公告および入札説明書等の公表」時点までに提示頂けると考えてよろしいでしょうか？ 提示いただけない場合は、どのような条件設定となりますか？	質問No. 11の回答を参照してください。
144	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	本事業とは別途実施する内容の詳細資料は設計開始時に貸与頂けますでしょうか？ (駐車台数・市と県の所掌範囲の識別・案内サインの計画設置分担・街灯等の照明分担・電気代分担・補修責任所掌範囲等)	川口市が整備する事業に関する各種資料について、川口市の了解が得られれば、貸与できます。
145	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市が別途整備する施設の変更に伴う設計変更及び施工変更は別紙1リスク分担標(案)・整備・設計変更の県負担により、必要な設計・施工の期間も変更できると理解してよろしいですか？	質問No. 141の回答を参照してください。
146	要求水準書(案)	3	第1	6	(3)		北スポーツセンターの運営者との連携	通常時においては、北スポーツセンターの維持管理は川口市又は川口市が選定する第三者が実施し、地震や火災などの緊急時や定例会等で協力、連携を行う認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。 また、県施設の出入口と川口市施設の出入口があり、県の共用部を通して各施設から移動がスムーズに行えるよう、案内方法など協力、連携が必要です。
147	要求水準書(案)	3	第1	6	(4)		神峰運動場、神峰公園、北スポーツセンターとの連携	一体的に整備する川口市の施設等の内容、事業スケジュールをご教示下さい。	質問No. 6、質問No. 8、質問No. 11、質問No. 12の回答を参照してください。
148	要求水準書(案)	3	第1	6	(4)		神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携	本事業計画をまとめるにあたり、川口市にて策定する神根運動場周辺整備基本計画の内容を参照したいのですが、いつ頃公表される予定でしょうか。	川口市にて策定する神根運動場周辺整備基本計画は、令和5年2月頃にパブリックコメントを実施し、令和4年度末に公表される予定です。
149	要求水準書(案)	3	第1	6	(4)		神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携	川口市にて計画する北スポーツセンターや公園・運動場整備の計画内容が、入札提出前の検討時に把握できない場合、本施設と神根運動場・神根公園・北スポーツセンターとの施設計画での連携は、提案時において事業者側が想定する希望イメージとし、PFI事業敷地外の希望イメージは本入札の評価外、事業者決定後の設計段階で調整・確定していくという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
150	要求水準書(案)	3	第1	7	(1)	ウ	所有権移転業務	BT0のため施設の原始取得者は貴県との認識ですので、所有権移転に必要な書類等の提供との理解でよろしいでしょうか。	事業者は、所有権移転に必要な書類等の提供するほか、県が所有権を取得するための各種手続きに協力してください。
151	要求水準書(案)	4	第1	7	(1)	ウ(エ)	開業準備業務	(エ) 開業準備期間とは、本施設の引き渡し後の令和9年2月1日から共用開始の令和9年4月1日までの2ヶ月間との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 17の回答を参照してください。
152	要求水準書(案)	5	第1	8	(2)		供用開始予定日	施設規模から推測すると設計・建設に3年半ほどかかると予想され、記載されている供用開始予定日に間に合わない可能性が高いと考えます。供用開始予定日を令和9年4月1日と設定されている理由(大会の開催予定等)がございましたらご教示ください。	質問No. 23の回答をご参照ください。
153	要求水準書(案)	5	第1	8	(1)		設計・建設期間	設計・建設期間の終期である令和9年1月31日が、本施設の引渡日(所有権移転の日)という理解で宜しいでしょうか。また、令和9年2月1日～3月31日が開業準備期間との理解で宜しいでしょうか。	事業期間を下記のとおり修正します。 ・設計・建設期間：事業契約締結～令和9年3月31日 ・開業準備期間：令和9年4月1日～令和9年6月30日 ・供用開始予定日：令和9年7月1日 ・運営・維持管理期間：令和9年7月1日～令和24年3月31日
154	要求水準書	10	第1	10			統括責任者の配置	統括責任者は施設整備期間と運営・維持管理期間で変更することは可能でしょうか。	県の承諾のもと、施設整備期間と運営・維持管理期間で統括責任者を変更することは可能ですが、事業期間を通じて統括管理業務が適切に履行できる体制とすることを求めます。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
155	要求水準書 (案)	10	第1	10			統括責任者の配置	統括責任者は、事業期間の途中（施設整備期間から維持管理運営に移行するタイミング）で交代することは認められますでしょうか。また、常駐ではないとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、質問No. 154の回答をご参照ください。後段については、統括責任者は、常駐の必要はありません。ただし、統括責任者本人以外の担当者による一部遂行も認めますが、統括責任者の責務は代行できないものとし、県への報告等は統括責任者により実施してください。
156	要求水準	11	第1	12	(1)	(ア)	基本的考え方	「知的財産権（著作権、意匠権等）の一切を県に引き渡すこと」と有りますが、提案には場合によっては新しい技術や特許なども想定されますし、竣工写真などの著作権は写真家に有ります。基本的に著作権は保護されていますので、ご要望の要求に応じることはできません。利用と著作権は別ですので区分してお考え頂けませんでしょうか。 又、13- (1) 「著作権・特許権」の説明と矛盾している様に思われます。事業者は提案内容を実現することになるので、提案内容は著作権を認めながら、出来たものは「知的財産権（著作権、意匠権等）の一切を県に引き渡すこと」というのは理解に苦しみます。	ご指摘を踏まえて知的財産権（著作権、意匠権等）の取扱いについて検討します。詳細は入札公告時に示す予定です。
157	要求水準書 (案)	11	第1	12	(1)	(イ)	知的財産権	「知的財産権（著作権、意匠権等）の一切を県に引き渡すこと」とありますが、著作権、意匠権等の使用权という理解でよろしいでしょうか。	質問No. 156の回答をご参照ください。
158	要求水準	12	第1	13	(1)		著作権	「知的財産権（著作権、意匠権等）の一切を県に引き渡すこと」と有りますが、提案には場合によっては新しい技術や特許なども想定されますし、竣工写真などの著作権は写真家に有ります。基本的に著作権は保護されていますので、ご要望の要求に応じることはできません。利用と著作権は別ですので区分してお考え頂けませんでしょうか。 又、13- (1) 「著作権・特許権」の説明と矛盾している様に思われます。事業者は提案内容を実現することになるので、提案内容は著作権を認めながら、出来たものは「知的財産権（著作権、意匠権等）の一切を県に引き渡すこと」というのは理解に苦しみます。	質問No. 156の回答をご参照ください。
159	要求水準書	13	第1	16	(3)		関係者協議会	関係者協議会の開催頻度をご教示ください。	1ヶ月に1回程度を想定しています。
160	要求水準書 (案)	13	第1	16	(3)		関係者協議会	想定されている関係者協議会の開催頻度を教示いただけませんかでしょうか。	質問No. 159の回答を参照してください。
161	要求水準書 (案)	13	第1	16	(3)		県および関係者との調整	関係者協議会の開催時期（初回）・頻度についてはどのような想定でしょうか。また、事業者は「同協議会に参加し、・・・支援を行うこと」とあるとおり、県が主催し、開催調整等を実施するのを支援する認識で宜しいでしょうか。	初回の予定は、契約後の令和6年3月を予定しています。開催頻度については、質問No. 159の回答を参照してください。県が主催し、開催調整等を実施するのを支援する認識で結構です。
162	要求水準書 (案)	13	第1	16	(4)		周辺住民との調整	業務の実施に係る説明や意見交換等は何回程度を想定されておりますでしょうか。	適宜実施することとしており、想定できません。
163	要求水準書 (案)	13	第1	16	(6)		会計検査受検の対応	活用予定の補助金は「社会資本整備総合交付金」との認識で宜しいでしょうか。また、万一、予定されている補助金の全額や一部しか活用できなかった場合でも、県が事業者を支払うサービス購入費に変更はない理解で宜しいでしょうか。	学校施設環境改善交付金を想定しています。なお、万一、予定されている交付金を活用できなかった場合においても、事業契約に基づきサービス購入料を支払う予定です。
164	要求水準書 (案)	14 15	第2	1	(1)	ウカ	地盤状況 測量	データ入手方法、時期をご教示下さい。	入札公告までには、県で土質の調査を行う予定です。なお、参考となる土質の調査は、「埼玉県ボーリング柱状図」で検索し、近隣のボーリング柱状図を閲覧できます。
165	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	エ	埋蔵文化財	少なくとも埋蔵文化財等の発見については事業者側の帰責には該当しませんので、業務分担に応じた事業者側の負担はないものとの理解です。埋蔵文化財に係る費用に加えて、事業変更が必要な場合の費用についても貴県負担との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に事業契約書（案）にて示す予定です。県は必要があると認められるときは、事業者に通知し、契約内容などの変更について協議することを想定しています。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
166	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	エ	埋蔵文化財	埋蔵文化財等発見により事業スケジュールの変更等があった場合、損害は県及び事業者の業務分担に応じた負担とする。とありますが、すべて県負担が妥当だと思います。ご教示ください。	質問No. 165をご参照ください。
167	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	エ	埋蔵文化財	「スケジュールの変更等に起因する追加費用又は損害については、県及び事業者の業務分担に応じた負担とする」とありますが、事業者ではコントロールできないリスクでありますので、県の負担としていただけませんか。	質問No. 165をご参照ください。
168	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	オ	土壌調査	土壌汚染対策費用に加えて事業変更が必要な場合の費用は別途精算が必要と考えますが、想定されている精算方式を教示いただけませんか。	具体の精算方式の想定はなく、質問No. 165と同様の対応を想定します。
169	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	オ	土壌調査	県としては、土壌の現状調査を実施しているとの認識で良いか、ご教示ください。また、資料を開示ください。	土地所有者である川口市に確認したところ、現時点では埋蔵文化財及び土壌汚染は無いとのことですが、内容について確認できる資料はございません。なお、質問No. 101の回答をご参照ください。
170	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	オ	土壌調査	「必要に応じて「土壌汚染対策法」に基づく届出等を行うこと」とありますが、土壌汚染の可能性のある履歴でしょうか。入札公告時に公表予定の地質調査資料で示されるという理解でよろしいでしょうか。	土地所有者である川口市に確認したところ、土壌汚染は無いとのことですが、地質調査資料については、入札公告時までに公表する予定です。
171	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	キ	緑化面積	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」では緑地の保全を求められていますが、樹木の保全・移植等を行う予定はありますか。	現在のところ、ありません。川口市から更地で引き渡しされる予定です。
172	要求水準	15	第2	1	(1)	(エ)	埋蔵文化財	「本敷地は埋蔵文化財包蔵範囲外である」と明示しながら、「埋蔵文化財等の発見による事業スケジュールの変更等に起因する追加費用又は損害については、県及び事業者の業務分担に応じた負担とする。」という事は矛盾しているように思われます。仮にそのような事象が有った場合の事業リスクは全て発注者になるのでは無いでしょうか。	質問No. 165をご参照ください。
173	要求水準	15	第2	1	(1)	(オ)	土壌調査	「事業者は、必要に応じて「土壌汚染対策法」に基づく届出等を行うこと」と有りますが、届け出申請は行うにしても、土壌汚染の他、転石その他の地中埋設リスクはリスク分担表には明示されていない様に思われます。事業者ではなく発注者が負担すべき項目として記載して頂けますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
174	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	エ	埋蔵文化財	埋蔵文化財等の発見に起因する追加費用又は損害については、県及び事業者の業務分担に応じた負担とする、とありますが、業務分担に応じた負担とは具体的にどのようなものかご教示頂きたく存じます。埋蔵文化財の発見は事業者では通常予期せぬリスクになりますので、県側で追加費用及び損害を負担していただきたく存じます。	入札公告時に示す予定です。
175	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	カ	測量	本計画地内において、県にて実施を行う予定の測量、調査の内容をご教示ください。	土質調査を県で行う予定です。県で境界杭の設置はしませんが、測量は市が行う予定です。公告までには測量図を添付する予定です。
176	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	キ	緑化面積	希望樹種・樹高はございますか？	基本的に事業者提案によりますが、市の施設と一体と見えるようにしてください。
177	要求水準書 (案)	15	第2	1	(1)	ク	各種インフラの整備状況	当該敷地に関する水道供給能力、下水道排水能力、ガス敷設条件、電力供給条件等は、提案書作成段階で事業者が関係機関又はインフラ供給者に直接確認を行ってよろしいでしょうか。また、その際に発生する水道加入金や各種負担金も事業者の負担になるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
178	要求水準書 (案)	15	第2	1	(2)		施設整備の概要	延床面積の上限、下限についてご提示願います。	要求水準書及び別紙で示した条件を満たしている限りにおいて、適正な延床面積として事業者提案に委ねます。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
179	要求水準書 (案)	16	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成 メインプールゾーン	撮影機器（カメラを設置し映像分析を実施できること）とありますが、撮影機器の詳細・仕様をお示してください。	事業者提案によりますが、現時点では、以下のような内容を想定しています。 ・撮影する箇所は、メインプール、サブプール及び飛込プールの水中、水上、ドライランドを想定しています。競技者の泳法確認や、競技上の計測に利用します。 ・メインプール、サブプール及び飛込プールのカメラは移動式とし、地上及び水中での高さが調節できるようにするとともに、選手が泳いだ後にその場で確認できる移動式のモニターが必要となります。
180	要求水準書 (案)	16	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成 メインプールゾーン	撮影機器（カメラを設置し映像分析を実施できること）とありますが、 ①撮影機器の詳細・仕様をお示してください ②カメラの操作は職員が行うのか、利用者が行うのかお示してください。また、職員が行う場合はその職員は常駐でないといけないのか非常勤でも良いのかお示してください。	①質問No. 179の回答を参照してください。 ②カメラの操作は、基本的には利用者に行って頂きますが、操作方法の説明やマニュアルの提供など、事業者が支援できるような体制を整えてください。なお、カメラの操作を事業者が行う提案も可能です。
181	要求水準書 (案)	17	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成 機能向上ゾーン	撮影機器設置下地含むとありますが、撮影機器はドライランドに関わるものであるという理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
182	要求水準書 (案)	17	第2	1	(2)	ア	泳法解析装置	想定されている泳法解析装置関係の詳細な仕様をご教授ください。	質問No. 179の回答を参照してください。
183	要求水準書 (案)	17	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成 機能向上ゾーン	撮影機器設置下地含むとありますが、撮影機器はドライランドに関わるものであるという理解で宜しいでしょうか。	質問No. 181の回答を参照してください。
184	要求水準書 (案)	17	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成 機能向上ゾーン	機能分析室（可搬式カメラによる泳法解析装置、スイムベンチ、フィットネスバイク等）とありますが、別紙6プール備品リスト・別紙7プール電気備品リストに含まれていないでしょうか。	機能分析室（可搬式カメラによる泳法解析装置、スイムベンチ、フィットネスバイク等）については、備品リストには記載されておりませんが、事業者提案により適宜備えてください。
185	要求水準書 (案)	17	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成	観客席の固定席はベンチ形式は不可でしょうか？	固定席3,000席以上のうち、1,000席程度はベンチシートとしてください。
186	要求水準書	17	第2	1	(2)	ア	観客ゾーン	観客席3,000席以上について、うちベンチシートを1,000人分まで（p.35）と指定されていますが、ベンチシート（席と席の間の隔たりの無い長椅子を想定）としている意図や、設置を必須とするエリアがあればご指定下さい。	県内大会等を実施する際に、選手が待機や柔軟等ができる場所として観客席を利用できるようにすることを考慮した際、ベンチシートを一定数整備することが適切だと考えているためです。 なお、設置エリアにつきましては、南側の観客ゾーンを想定していますが、事業者の提案に委ねます。
187	要求水準書 (案)	17	第2				泳法解析装置	泳法解析装置について仕様・性能をご教示ください。	質問No. 182の回答を参照してください。
188	要求水準書 (案)	18	第2	2	(1)	ア	配置・外部動線	(シ)原則禁煙とは喫煙場所設置は必要ということでしょうか？	原則として喫煙場所の設置は必要ありません。
189	要求水準書 (案)	21	第2	2	(1)	ク	浸水、冠水対策	計画地に於いて、過去の浸水・冠水の履歴をご教示ください。	川口市の内水氾濫履歴については、川口市HPを参照してください。 https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/0107/1/3000.html
190	要求水準書 (案)	21	第2	2	(1)	ク(キ)	災害または緊急時等対策	「c 災害時においてプールの水を利用できるように計画すること。」とありますが、水利用の目的はどのようなことを想定されているのでしょうか。（イ）bにおいて、消火用水を想定した記載は確認できますが、その他の想定があればお示し下さい。	災害時の飲用水としての活用を想定しているため、入札公告時までに要求水準書を修正する予定です。
191	要求水準書	21	第2	2	(1)	ク	安全性	「消火用水としてプールの水を利用できる計画とする」とありますが、災害時の飲用水としての活用までは求めていないという理解でよろしいでしょうか。	質問No. 190の回答を参照してください。
192	要求水準書 (案)	24	第2	2	(3)	ア	各諸室計画 基準	「（公財）日本水泳連盟プール公認基準及び国内一般プール・AAの基準を満たすこと」とありますが、「日本水泳連盟 公認プール施設要領」に記載されている基準との理解でよろしいでしょうか。	「プール公認規則（公益財団法人日本水泳連盟）」、「公認プール施設要領（公益財団法人日本水泳連盟）」に記載されている基準となります。
193	要求水準書 (案)	25	第2	2	(3)	イ	1) メインプールゾーン	50mプール(セ) カメラ、モニター等を設置すること。とありますが、このカメラ・モニターの目的はどのようなものでしょうか（例：警備用・競技者の泳法確認等）	競技者の泳法確認や、競技上の計測のためとなります。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
194	要求水準書(案)	25	第2	2	(3)	イ	1) メインプールゾーン	① 50mプール(シ) 泳法確認用水中窓を設けること。とありますが、槽内での場所、窓の個数等の指定はありますでしょうか。	事業者提案によります。 なお、競技者の水中での動作を確認することが目的ですので、より利便性が高まる方法であれば水中窓によらない水中カメラ設置などの提案も認めます。
195	要求水準書(案)	25	第2	2	(3)	イ	1) メインプールゾーン	① 50mプール(セ) カメラ、モニター等を設置すること。とありますが、このカメラ・モニターの目的はどのようなものでしょうか(例:警備用・競技者の泳法確認)	競技者の泳法確認や、競技上の計測のためとなります。
196	要求水準書(案)	25	第2	2	(3)	イ・(エ)	プール施設	分割した25mプールの「泳ぐ方向については、分割前の50mプールと同方向にすること」とありますが、プールの短辺の25mを使い、分割前の50mプールと直角方向には泳がせない理由をお示しください。	分割した25mプールの泳ぐ方向を分割前の50mプールと同方向とするよう規定した意図は、直角方向とすることに伴うスタート台やプール底のレーン表示の仮設などの負担を減らして大会運営をしやすいとともに、観客席からの観戦のしやすさ等を考慮したものです。
197	要求水準書(案)	25	第2	2	(3)	イ	50m国際基準競泳プール	「日本水泳連盟 公認プール施設要領」①3「練習施設」では、50m国際基準プールについては、50mプールを併設する」とあります。本施設においては、同要領同項「ただし、競技者が容易に使用できる練習施設が近隣にある場合は、これに変えることができる」で条件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。その場合、代替施設をご教示いただけますでしょうか。	本事業で設置を求めるメインプールは、「日本水泳連盟プール公認規則」に規定されている「公称50m国際基準競泳プール」の基準充足を求めています。本施設は、「日本水泳連盟 公認プール施設要領」に規定されている「国際基準プール」の要件を全て充足することは求めているため、練習施設として50mプールの併設は不要となります。
198	要求水準書(案)	26	第2	2	(3)	イ	1) メインプールゾーン	② 飛込プール(キ) 泳法確認用水中窓をつけること。とありますが、槽内での場所、窓の個数等の指定はありますでしょうか。	質問No. 194の回答を参照してください。
199	要求水準書(案)	26	第2	2	(3)	イ	1) メインプールゾーン	④ 温浴槽・採暖室において、「温浴槽」と「採暖室」は機能が別の物だと理解しておりますが、「温浴槽」か「採暖室」のどちらか一方を整備するという理解で宜しいでしょうか ※P27 2) サブプールゾーンの④温浴槽・採暖室についても同様	メインプールゾーン及びサブプールゾーンに記載している「温浴槽・採暖室」については、採暖室のみ整備することで結構です。要求水準書(案)を修正します。
200	要求水準書(案)	27	第2	2	(3)	イ	プール施設・サブプールゾーン	全体をガラス越しに見渡せる見学コーナーを設置すること。とありますが何名くらいを想定されているかご教示ください。	事業者提案によります。
201	要求水準書(案)	27	第2	2	(3)	イ	50mプールの監視室	サブプールゾーンには監視室の記載がありますが、メインプールゾーンにはありません。提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。また、50mプールにも必要な場合、条件はサブプールと同様であるとの認識でよろしいでしょうか。	メインプールの監視室は「プール運営ゾーン」に設置してください。
202	要求水準書(案)	27	第2	2	(3)	イ	温浴槽・採暖室	メインプールゾーン・サブプールゾーンそれぞれに温浴槽・採暖室の記載がありますが、兼用として提案することも認めていただけますでしょうか。	兼用とすることは認めません。 なお、「温浴槽」の記載は削除します。要求水準書(案)を修正します。
203	要求水準書(案)	28	第2	2	(3)	イ	プール施設	3)更衣ゾーンの更衣室には車いす対応更衣個室は必要でしょうか?	その理解で結構です。
204	要求水準書(案)	29	第2	2	(3)	イ	3)更衣ゾーン	② 一般更衣室(オ) ドライヤー、水着脱水機等を適所に備えること。とありますが、別紙6プール備品リスト・別紙7プール電気備品リストに含まれてますでしょうか	備品リストに含まれていませんが、適宜備えて下さい。
205	要求水準書(案)	30	第2	2	(3)	イ	冷温交代浴室	冷温交代浴室は、男女兼用、水着着用する部屋との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
206	要求水準書(案)	34	第2	2	(3)	イ	7)更衣ゾーン	⑤キッズルームについて、施設利用に伴う託児サービス事業は可能でしょうか?	自由提案事業として、関係法令を遵守した上で、事業者の提案に委ねます。
207	要求水準書(案)	34	第2	2	(3)	イ 7)③(カ)	公衆電話	公衆電話の設置可否はNTTの判断によると思われしますので、「設置に向け関係機関と協議等行う」等としていただけませんか。	要求水準書P. 34における当該箇所の記載を「公衆電話の設置に向け関係機関と協議等を行うこと」として修正いたします。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
208	要求水準書	34	第2	2	(3)	イ	7) エントランス	「公衆電話を1台以上設置すること」とのことですが、昨今の状況で公衆電話の設置が困難な可能性があります。担当企業へ働きかけますが、設置を必須とはせず、「公衆電話の設置に努める事」として頂けませんでしょうか。	質問No. 207の回答を参照してください。
209	要求水準書(案)	35	第2	2	(3)	イ(8)	観客ゾーン	「メインプールゾーンには、3,000人以上(1,000人分まではベンチシートとすること。)の収容能力を確保すること」の記載があるが、1,000人分をベンチシートにする理由は何でしょうか。	質問No. 186の回答を参照してください。
210	要求水準書(案)	35	第2	2	(3)	イ	観客席	「観客席の落下防止の手すりは高さ1.1m以上として安全に配慮するとともに、競技等の見やすさに配慮すること」とありますが、視線を遮蔽しないガラス手摺または縦格子手摺とすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	安全性、法令等に配慮したものであれば可能です。
211	要求水準書(案)	36	第2	2	(3)	ア	駐車場・駐輪場	駐車場等について、下記記載がありますが、水泳場での大会開催時において、市民が北スポーツセンターを利用する場合における車両動線、敷地出入口はどのようにお考えでしょうか。 「(ア)利用者用の駐車場は無料とし、200台以上を確保すること。 (イ)車いす優先区画をプール棟等にアクセスしやすい位置に設けること。 (ウ)「別紙 5-2 配置イメージ図」を参照し、大型バスなどの駐車スペースを適宜確保すること。 (エ)タクシーや臨時バスの乗降場や乗客の待機場所を適宜設けること。 (オ)大会開催時等は、利用者用の駐車場を活用し、関係者用の駐車スペースを適宜確保すること。 (カ)テレビ中継車および電源車の駐車スペースを各1台以上、プール棟にアクセスしやすい位置に設けること。 (キ)原動機付自転車および自動二輪車の駐輪場を適宜確保すること。 (ク)自転車の駐輪場を適宜確保すること。ただし、大会時等の集中利用時においては、自転車の駐輪台数を180台程度確保すること。なお、屋根の設置等、雨避けについて配慮すること。 (ケ)駐輪場の出入口と駐車場の車両出入口は分離して設けること。」	市施設への車両寄り付きは市の東側駐車場を想定しています。市の東側駐車場の南東部分で南側幹線道路と接続することを想定しています。 市の東側駐車場と県の西側駐車場は、県施設南側の通路を介して接続することを想定しています。 大規模大会時には、川口市の敷地内に大型バスを駐車することを予定していますが、今後、県と市で協議していきます。
212	要求水準書(案)	36	第2	2	(3)	ウ	6) 備蓄倉庫	備蓄品については県が提供する。とありますが、設計にも影響するため具体的な品目と容量等をお示しください。	現時点で具体的に想定している品目や容量はありません。事業者の提案に委ねます。
213	要求水準書(案)	36	第2	1	(3)	ウ(1)	駐車場・駐輪場	利用者の駐車場200台以上を確保とありますが、関係者車両・業務用車両のための駐車場は上記に加えて必要となるとの認識でしょうか。その場合の条件等ございましたらお示し下さい。	200台以上の駐車場の内数として含みます。
214	要求水準書	36	第2	2	(3)	ウ	4) 門扉・フェンス	営業時間外に人が無断侵入しないように工夫すること。とのことですが、本施設内への無断侵入を防止する設えとすればよい(PFI事業敷地内への立ち入り禁止ではない)という理解でよろしいでしょうか。	営業時間外に、本施設内に人が無断侵入しないようにする設えとしてください。なお、PFI事業敷地内についても、車両等が無断で入れないように工夫をしてください。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
215	要求水準書 (案)	36	第2	2	(3)	ウ	駐車場	PFI事業敷地と「市施設」が隣接していますが、PFI事業敷地側において、市施設への車両寄り付きや、市施設側で設けられる駐車場等との接続を考慮する必要はありますでしょうか。 提案に委ねられる場合、市施設側の車両計画関連は、事業者側の想定する希望イメージで提案することとし、事業者決定後に調整のうえ設計するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 211の回答を参照してください。
216	要求水準書 (案)	37	第2	2	(3)	ウ(7)	非常用トイレ	「(7)災害時の非常用トイレとして、整備計画地内に災害時に利用可能なトイレを適宜設置すること。」とありますが、具体的な位置や個数、形態(形状)などのイメージはありますでしょうか。災害時に仮設で設置可能な設えでよいかを含め、お示し下さい。	現時点で具体的な位置、個数、形態などの想定はありません。入札公告時までにお示しします。
217	要求水準書 (案)	37	第2	2	(3)	ウ	外構等	6)備蓄倉庫の備蓄品想定量をご教示下さい。	質問No. 212の回答を参照してください。
218	要求水準書	37	第2	2	(3)	ウ	7)災害用トイレ	仮設(使い捨て等も含む)のものでも良いでしょうか。	事業者提案によります。
219	要求水準書 (案)	38	第2	2	(5)	ア	基本事項	メンテナンス、新製品への更新などの面でメリットのあるリース導入への変更は可能でしょうか。	事業終了時に県へ無償で引き渡せることを前提として、リース導入に当たり、事前にメリット・デメリットを整理した上で県の理解を得る必要があります。
220	要求水準書 (案)	38	第2	2	(5)	ア(サ)	電気設備計画 基本事項	「災害時における電源確保に配慮した計画とすること。」とありますが、本施設が一時滞在施設および広域避難所と位置付けられている中で、想定されている電力供給の必要な時間や範囲、スペックはありますでしょうか。 また、「一時滞在施設および広域避難所としての位置付け」について備蓄備品はおよそ何日分何人分を想定しているのでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
221	要求水準書 (案)	39	第2	2	(5)	オ	電気設備計画 自家発電設備	「長時間連続運転が可能な非常用発電機を採用すること。」及び「災害に備えた備蓄燃料が確保できるように考慮すること。」とありますが、本施設が一時滞在施設および広域避難所と位置付けられている中で、想定されている電力供給の必要な時間や範囲、スペックはありますでしょうか。	質問No. 220の回答を参照してください。
222	要求水準書	39	第2	2	(5)	オ	非常用発電機	「長時間運転が可能」とありますが、指定時間はありますでしょうか。	質問No. 220の回答を参照してください。
223	要求水準書 (案)	39	第2	2	(5)	オ	非常用発電機	「長時間運転が可能」とありますが、指定時間はありますでしょうか。	質問No. 220の回答を参照してください。
224	要求水準書 (案)	40	第2	2	(5)	サ	大型映像装置	大型映像装置とは、別紙5-1共通事項の大型表示装置の事を示していますでしょうか。	その理解で結構です。
225	要求水準書 (案)	40	第2	1	(5)	サ	大型映像装置	大型映像装置のサイズについては事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	大型映像装置として想定しているサイズはW12,800mm×H4,600mmですが、これに縛られるものではありません。
226	要求水準書 (案)	46	第3	2	(1)	ア(エ)	各種申請・許認可取得 手続き等の実施	県が国庫補助金等の申請を行う場合は、県の国庫補助申請に伴う図面・概要書等を、県からの要請に基づき作成し提出することとありますが、積算書の作成自体は事業者では行わないとの理解でよろしかったでしょうか。	補助申請など積算書が必要な場合は作成の支援をお願いします。
227	要求水準書 (案)	46	第3	2	(1)	ア(エ)	各種申請・許認可取得 手続き等の実施	「都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当するため、開発許可の適用除外となる予定である。」とありますが、合築が予定されている北スポーツセンターについても同様の想定と考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
228	要求水準書 (案)	46	第3	2	(1)	ア(エ)	各種申請・許認可取得 手続き等の実施	提案書作成段階で、本資料編の内容について、県の関係部署と適宜協議を行ってもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
229	要求水準書 (案)	46	第3	2	(1)	エ	許認可手続き	開発許可適用除外で都市計画法規則60条の対応が必要とありますが、業務量によってはコストを見ておく必要がありますので、必要な諸手続きや書類等について所管部に事前のヒアリングをすることは可能でしょうか。	可能です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
230	要求水準書 (案)	52	第3	2	(1)	イ	設計業務	b実施設計図書成果物の e その他 について、以下仕様・数量をご教示下さい。 パース、透視図、鳥観図の大きさ・枚数及び額の有無・仕様 模型の材質・縮尺・ケース有無・数量	パース、透視図、鳥観図の大きさはA3、枚数は任意ですが各2枚程度、額ありとしてください。 模型の材質、縮尺は任意、ケースあり、数量1基です。
231	要求水準	55	第3	2	(2)	ア	(エ) 竣工図書の作成 b 竣工写真の著作権等	質問No. 156及びNo. 158に関して同様、著作権と使用权について整理頂けますでしょうか。	質問No. 158の回答を参照してください。
232	要求水準書 (案)	56	第3	2	(2)	イ	建設工事	施工日や施工時間について、制限があればご教示ください。	現時点では、特に施工日や施工時間について制限はありません。
233	要求水準書 (案)	57	第3	2	(2)	イ	建設工事（造成、外構整備等を含む） (i)留意事項 k	「建設に支障のある整備計画地内の既存構造物等は全て撤去する」とありますが、撤去が必要な既存構造物等どのようなものか具体的に教えていただけますでしょうか。	基本的に既存構造物は川口市が撤去することになっています。
234	要求水準書 (案)	57	第3	2	(2)	イ	建設工事（造成、外構整備等を含む） (i)留意事項 t	「見積りは、原則として3社以上から徴取すること」とありますが、事業者の判断で適宜で宜しいでしょうか。	原則として3社以上から徴取することとしますが、内容により3社からの徴取が困難な場合は、県と協議してください。
235	要求水準書 (案)	58	第3	2	(3)	ア（イ）	開業準備業務計画書	「設計業務着手前に開業準備業務計画書等を作成」とありますが、a提出時期では「本施設の建設工事に着手する前」となっています。提出時期は設計業務着手前、或いは建設工事着手前のどちらでしょうか。	提出時期は建設工事着手前です。 要求水準書（案）を修正します。
236	要求水準書 (案)	58	第3	2	(2)	エ	器具・備品等調達設置業務	各種備品リストに示されている器具・備品の品目及び仕様は参考に示されたものであり、品目、規格、数量は各諸室の仕様、事業内容を満たせば事業者提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
237	要求水準書	58	第3	2	(3)	ア	基本業務	開業準備業務責任者は統括責任者との兼務が提案可能という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に定める各責任者としての必要な能力を有していれば、兼務は認められます。
238	要求水準書 (案)	59	第3	2	(3)	ア（ウ）	開業準備業務責任者	開業準備業務責任者は、運営・維持管理総括責任者または運営業務責任者との兼務は認められますでしょうか。	要求水準書に定める各責任者としての必要な能力を有していれば、兼務は認められます。
239	要求水準書 (案)	59	第3	2	(3)	イ	開業準備期間	開業準備期間は、引き渡し後から供用開始までの2ヶ月を想定されているかご教示ください。	質問No. 151の回答を参照してください。
240	要求水準書 (案)	59	第3	2	(3)	イ（イ）	利用者受付業務	「供用開始前から利用者受付業務を実施すること」とありますが、利用受付の開始時期をご教示願います。	現時点では、令和8年4月1日に開始することを予定していますが、本施設の設置管理条例の設置後、指定管理者指定の議決後となります。
241	要求水準書 (案)	59	第3	2	(3)	ウ	開館式典および内覧会	県は、供用開始前に開館記念式典および内覧会を開催する予定とありますが、当該式典における設営費用は県の負担を想定されているかご教示ください。	県が開催する開館記念式典および内覧会について、当該式典の企画提案、開催準備、当日の運営及び後片付け等にかかる費用について、基本的には事業者による負担としますが、実施内容については県と事業者とで協議して決定します。
242	要求水準書	59	第3	2	(2)	イ	事前広報、利用者受付業務	パンフレットの必要部数や配布先の想定をご教示ください。また、パンフレットの更新や再発行については県により実施されるという理解でよろしいでしょうか。	パンフレットの必要部数や配布先の想定は特にありませんが、十分な広報活動ができることを念頭に事業者の提案に委ねます。なお、パンフレットの更新や再発行は、事業者により実施してください。
243	要求水準書	58	第3	2	(3)		開業準備業務	開設業務準備責任者の配置時期については、事業者提案ということでしょうか。	本施設の建設工事に着手する前に、開業準備業務責任者届を提出してください。
244	要求水準書 (案)	59	第3	2	(3)	ア	基本業務 (y)業務報告書の作成	「開業準備業務責任者は、統括責任者と兼ねることができ」とありますが、総括責任者または運営業務責任者との兼務は可能としていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に定める各責任者としての必要な能力を有していれば、「開業準備業務責任者」が「総括責任者」または「運営業務責任者」との兼務は認められます。ただし、「統括責任者」と「運営業務責任者」または「維持管理業務責任者」の兼務は認めません。
245	要求水準書 (案)	60	第3	2	(3)	オ	プール公認取得業務	プール公認取得業務に関し、設計業務として実施することを認めていただけますでしょうか。	プール公認取得業務に関し、設計業務として実施することも可能です。
246	要求水準書 (案)	60	第3	2	(3)	オ（ア） d	プール公認取得	屋内50mプールに関し、「国際基準公認アーティスティックスイミングプール」とありますが、16項大2 1の主な諸室には「国内基準公認アーティスティックスイミングプール」とあります。どちらが正しいでしょうか。	「国内基準公認アーティスティックスイミングプール」が正しいため、要求水準書（案）P60の「国際基準公認アーティスティックスイミングプール」を「国内基準公認アーティスティックスイミングプール」に修正いたします。
247	要求水準書 (案)	60	第3	2	(3)	カ	本施設の引渡しおよび所有権移転に係る業務	本施設の引渡しおよび所有権移転に係る業務に関し、建設企業が実施することを認めていただけますでしょうか。	建設企業が実施することも認めます。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
248	要求水準書 (案)	61	第4	1	(4)	ア	(イ) 大会開催等支援業務	支援業務と御座いますが、大会主催や大会誘致は別途、業務発注との理解で良いでしょうか。	大会誘致は県等が実施し、運営については、費用負担を含めて主催者が行うものとし、事業者は主催者の支援を行います。
249	要求水準書	62	第4	1	(5)	ア	開館日	・定期点検日としての休館日について月1回程度と記載がありますが、既設の下水道管の口径により、プール水槽内の排水・給水に時間を要する可能性があります、1日の休館で問題なく排水・清掃・点検・給水等が終えられる想定でしょうか。 ・プール水の水抜きを行う可能性があるため年1回以上の連続した休館日の提案も可能としていただけませんか。(事業者提案により県と別途協議の上とするなどでも可能)	要求水準書(案)「ア 開館日」の但書を、「ただし、月1回程度の休館日を設けることができる。なお、定期点検等による休館日は、事前に県と事業者が協議して決定する。」と修正します。
250	要求水準書 (案)	62	第4	1	(5)	ア	開館日	12月29日から翌年1月3日までを除き、原則開館日とする。ただし、定期点検日として、月1回程度の休館日を設けることができる。なお定期点検等による休館日は、事前に県と事業者が協議して決定する。とありますが、月1回程度の休館日以外でメンテナンス休館を確保することは可能でしょうか。ご教示ください。	県と事業者が協議したうえであれば可能です。
251	要求水準書	62	第4	1	(5)	イ	開館時間	各種競技団体からの利用申し出については、事業者の業務に支障をきたさない範囲での対応を基本とし、申し出の内容に応じては別途対応費用の請求が可能という理解でよろしいでしょうか。	開館時間外における、各種競技団体からの利用の申し出については、可能な限り対応をお願いします。なお、申し出の内容により、別途対応費用が必要となる場合、事業者と各種競技団体との間で協議してください。
252	要求水準書 (案)	62	第4	1	(5)	イ	開館時間	「なお、開館時間外であっても、各種競技団体からの利用の申し出については、可能な限り対応すること。」とありますが、コスト試算等にも影響するため、年何回程度、競技団体からの申し出が想定されるのかお示しください。 また、北スポーツセンターにおける2016～2019年(新型コロナウイルスの影響がない期間)における開館時間外の利用の申し出実績をお示しください。	質問No. 251の回答に記載したとおり、開館時間外における利用の申し出があった場合に、別途対応費用が必要となる場合、事業者と各種競技団体との間で協議頂くこととなります。事業提案書の作成に際しては、開館時間外における対応費用や利用料収入等は考慮せずに提案してください。 なお、北スポーツセンターにおける開館時間外の利用申し出については、大会等準備のため朝8時から利用する等の実績があります。
253	要求水準書 (案)	62	第4	1	(5)	イ	開館時間	開館時間は、原則午前9時から午後9時までとする。なお、選定事業者は、県の承諾を得た上で、上記の設定時間を超えて開館することができると思いますが、事業者による開館時間の設定の自由度はどのように想定されているかご教示ください。	事業提案書の提出時には、開館時間は午前9時から午後9時までを前提として提案してください。 なお、事業契約締結後、県の承諾を得たうえで、開館時間を拡大することは可能ですが、開館時間の設定の考え方については、県および関係機関と協議することになります。
254	要求水準書 (案)	62	第4	1	(5)	イ	開館時間	「開館時間外であっても、各種競技団体からの利用の申し出については、可能な限り対応すること」とありますが、大会等専用利用において大会の準備や片付けなど、合理的な事情がある場合に対応するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
255	要求水準書 (案)	63	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定	(オ) 県民のスポーツ推進および施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合、県は減免措置を行う予定である。との記載がありますが、減免に伴う収入減少分は貴県にて補填頂ける認識で宜しいでしょうか	減免に伴う収入減少分は補填しません。
256	要求水準書 (案)	63	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定	上記No. 17同様に想定している減免団体・減免人数・減免に係る利用人数等の詳細をお示しください。	入札公告時に減免措置の考え方を示す予定です。
257	要求水準書 (案)	63	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定	(オ) 県民のスポーツ推進および施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合、県は減免措置を行う予定である。との記載がありますが、 ①減免に伴う収入減少分は貴県にて補填頂ける認識で宜しいでしょうか ②想定している減免団体・減免人数・減免に係る利用人数等の詳細をお示しください。	・①質問No. 255の回答を参照してください。 ・②質問No. 256の回答を参照してください。
258	要求水準書 (案)	63	第4	1	(7)	(オ)	利用料金減免措置	「県民のスポーツ推進および施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合は、減免措置を行う予定」とありますが、事業者が専用利用する場合の取扱いとの理解でよろしいでしょうか。或いは、団体や事業者の利用時も含めた取扱いでしょうか。	入札公告時に示す予定です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
259	要求水準書(案)	63	第4	1	(7)	ア	利用料金制の導入	「県民のスポーツ推進および施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合、県は減免措置を行う予定である。」とありますが、通常料金からの減免措置分は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 255の回答を参照してください。
260	要求水準書(案)	64	第4	1	(7)	イ	利用料金の取扱い	(ウ) 県が条例に定める金額の範囲を超える利用料金の変更に当たっては、事業者は物価の変動、近隣類似施設の動向を考慮し、県と協議の上、利用料金の変更を提案することができる。との記載がありますが、料金変更に当たっては条例改正が伴うという理解でよろしいでしょうか。	条例の上限額を越える変更にあたっては、条例改正が伴います。
261	要求水準	64	第4	2	(2)	—	業務従事者の配置	運営・維持管理業務統括責任者、運営業務責任者及び維持管理責任者の配置の「配置」とは、施設に常駐し、専属で従事する者という認識でよろしいでしょうか。	「運営・維持管理業務統括責任者」「運営業務責任者」「維持管理業務責任者」は、施設に常駐し、専属で従事する者としてください。
262	要求水準書	65	第4	2	(2)	ア、イ	総括責任者・総括責任者代理	開館時間中は総括責任者と総括責任者代理のどちらかを常に配置する必要があるということでしょうか。また、総括責任者代理も総括責任者と同様に各業務責任者との兼務は妨げられないという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
263	要求水準書	65	第4	2	(2)	イ、ア	総括責任者・総括責任者代理	「総括責任者と統括責任者の兼務」と「総括責任者と業務責任者」は兼務可能とあります。つまり統括責任者、総括責任者及び業務責任者で兼務可能という理解でよろしいでしょうか。	「総括責任者と統括責任者の兼務」と「総括責任者と業務責任者」は兼務可能ですが、「統括責任者」と「業務責任者」の兼務は認めません。
264	要求水準書	66	第4	2	(6)		施設管理台帳	記載の「保全マネジメントシステム」の詳細をご教示ください。公開デモ版については地方自治体に限られており、導入していない民間事業者にとってはその内容を知ることができないようなので、求める内容についてその仕様をご教示ください。また、類似するシステムを活用すれば、必ずしも指定のシステムである必要はないのでしょうか。	ご質問の趣旨を踏まえて、入札公告までに要求水準書の内容の見直しについて検討します。なお、類似するシステムを活用すれば、必ずしも指定のシステムである必要はありません。
265	要求水準書	66 68	第4	3	(2)	イ	大会等利用支援に関する業務	(ア) や (ウ)、(オ) の記載がありますが、ここで言う大会等の運営については、必要な維持管理(例えば、交通誘導員の配置)等も含まれており、都度、適切なタイミングで主催者と協議し、主催者の負担で大会時に追加が必要となる警備員などを配置することになるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
266	要求水準書(案)	66	第4	2	(3)	ア	基本業務計画	統括責任者および各業務責任者、業務担当者について6か月前までにスタッフ全てを確定させるのは困難であるため予定者で良いという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
267	要求水準書(案)	66	第4	2	(3)	ア	基本業務計画	基本業務計画における(ア)業務実施体制は委託先等の契約体系を、(イ)業務履行体制は指揮命令系統を示せばよいとの理解でよろしいでしょうか。	(ア)業務実施体制は委託先等の契約体系、指揮命令系統を示します。(イ)業務履行体制は、業務従事者の配置、業務内容や設備・機器の操作方法、安全管理、緊急時の対応、接客対応等、業務上必要な事項について教育訓練を行う等を想定しています。
268	要求水準書(案)	67	第4	2	(7)	イ	羅災時等の対応	大規模災害時に備えて「災害協定」等を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	現時点ではありません。
269	要求水準書(案)	68	第4	3	(2)	イ	大会等誘致支援に関する業務	国際基準の公認プールですが、どの程度の大規模大会を想定されているかご教示ください。また、想定されている大会名がございましたらご教示ください。	参考資料1にて示している規模の大会を想定しています。
270	要求水準書	69	第4	3	(5)		競技力向上事業支援業務	各競技団体主催で行うとありますが、どのくらいの頻度でどの施設を使用して行うかといったおおよその計画はありますか。	現時点ではありません。
271	要求水準書	69	第4	3	(4)		トレーニング指導支援業務	各競技団体主催で行うとありますが、どのくらいの頻度でどの施設を使用して行うかといったおおよその計画はありますか。	質問No. 270の回答を参照してください。
272	要求水準書(案)	69	第4	3	(4)		トレーニング指導支援業務	本施設内に、トレーニングルーム等はございませんので、ドライランド及び機能分析室にてトレーニング指導支援業務を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
273	要求水準書	69	第4	3	(3)		スポーツ教室等実施業務	自主事業ではなく指定管理者本体事業として実施するという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
274	要求水準書 (案)	69	第4	3	(5)	(ア)	競技力向上支援業務	「これらの実施に係る利用調整や助言及び受入体制の確保等、トレーニング指導の主催者等への支援を行うとともに、事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと」とありますが、具体的にどのような業務かご教示願います。 また、事業者には競技力向上に資するトレーニング方法等の指導は業務として求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	競技力向上に資するトレーニング指導として、具体的には、プールに複数のカメラを設置し、スタート時の入水角度や泳法を解析する泳法解析システムや、陸上で負荷をかけたストローク練習を行い、筋力アップやフォームづくりのために使用するスイムベンチなどを利用したトレーニング指導を行う予定です。 その際、事業者が発生する業務としては、これらの実施に係る利用調整や、本施設に設置される上記のトレーニング器具の利用に係る調整等を想定しております。 業務範囲については、その理解で結構です。
275	要求水準書 (案)	69	第4	3	(4)	(ア)	トレーニング指導支援業務	「トレーニング指導の主催者等への支援を行うとともに、事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと」とありますが、具体的にどのような業務かご教示願います。 また、事業者にはトレーニング方法や健康・体力づくりの指導は業務として求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	トレーニング方法や健康・体力づくりの指導として、具体的には、指導者が最新のトレーニング・コンディショニングの手法・コーチングなどが学べる研修や、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための研修を行う予定です。 その際、事業者が発生する業務としては、これらの実施に係るプール・プールサイドの利用調整等を想定しております。 業務範囲については、その理解で結構です。
276	要求水準書 (案)	69	第4	3	(3)	(ア)	スポーツ教室等実施業務	「教室等のプログラムの内容については、事前に県の承諾を得ること」とありますが、合理的な理由がない限り承諾が得られるとの理解でよろしいでしょうか。 また、入札において、承諾される教室等のプログラムを提案することが重要であるため、承諾しない場合の基本的な考えをご教示願います。	教室等のプログラムの内容については、合理的な理由がない限り承諾します。 承諾しない場合の基本的な考え方の想定は特にありませんが、本施設の秩序を乱し、もしくは乱すおそれがある場合は承諾致しません。
277	要求水準書 (案)	70	第4	3	(6)	ア	共通事項	事前予約システムについては、県の「埼玉県県営公園施設予約サービス」システムを想定されていますでしょうか。もしくは、事業者独自の事前予約システムを導入しての運営を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	前提として、水泳場の予約（施設貸し）はシステム上ではなく利用調整会議等を踏まえて予約管理していくことになるため、施設予約システムの整備は要求水準として求めておりません。ただし、施設の予約状況をWEB上で確認できるように運用する旨については、要求水準書P.73の「広報、情報発信業務」に規定しております。 なお、質問いただいている箇所につきましては、最低限、利用者層の把握や収入などの管理を行うことのできるシステムを想定しております。
278	要求水準書 (案)	70	第4	2	(6)		利用者受付業務 (予約システム)	予約システムについて、県のシステムを使用する等、どのようにお考えでしょうか。	質問No.277の回答を参照してください。
279	要求水準書 (案)	71	第4	3	(6)	イ(エ)	設備、備品等の貸出に関する業務	設備、備品等の貸出料金は、事業者の収入との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
280	要求水準書 (案)	71	第4	3	(6)	エ(イ) b	利用料金徴収に関する業務	安易な予約とキャンセルを繰り返すことにより、公平な利用が阻害される恐れがありますので、キャンセルによる返金は、例えば、一定期間を過ぎた場合は返金しないなど、ルールを設けて管理することも出来るとの理解でよろしいでしょうか。	キャンセルによる返金ルール等については、今後設置する条例の範囲内で、事業者側にて具体的な運用規則を定めて頂いた上で、県と協議して決定することを予定しています。
281	要求水準書 (案)	72	第4	3	(7)	ア		プール監視業務員は最低何名配置する等、人数に決まりはございますでしょうか。	配置人数に設定はございませんが、要求水準に規定する業務水準を満たすように配置してください。
282	要求水準書	74	第4	3	(8)	ウ	県が実施するネーミングライツ募集への協力	(エ)に記載の通り、中止となった場合に愛称が決まった場合の設置費用（維持管理、修繕・更新を含む）等については県負担という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
283	要求水準書 (案)	74	第4	3	(8)	ウ	県が実施するネーミングライツ募集への協力	ネーミングライツの提案は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の事業提案においてネーミングライツの提案は認められません。 なお、本施設のネーミングライツは、本事業とは別に公募することを予定しています。
284	要求水準	75	第4	3	(9)		プール公認更新業務	実施方針質疑7に同じ 「公認規則等の改定により、公認取得のために施設の改修や備品等の変更・追加等が必要となり別途費用が発生する場合は、県の負担とする」と有りますのはその通りですが、リスク分担表での記載が曖昧なため整理して頂けますでしょうか。	質問No.7の回答を参照してください。
285	要求水準書 (案)	75	第4	3	(10)	イ	駐車場・駐輪場運営業務	駐車場・駐輪場運営は維持管理業務として担うことも可能でしょうか。	維持管理業務として担うことも可能です。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
286	要求水準書	76	第4	3	(10)	イ	駐車場・駐輪場	「事業者は周辺施設の管理者及び関係者と協議すること」と要求水準としてありますので、貴県がすでに想定している“周辺施設”があるかと思慮します。“周辺施設”についてご教示ください。	北スポーツセンター、神根公園を想定しています。
287	要求水準書	77	第4	3	(12)		物販コーナー等運営業務	自主事業ではなく指定管理者本体事業として実施するという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
288	要求水準書(案)	77	第4	3	(12)		物販コーナー等運営業務	行政財産の目的外使用料の算定根拠についてご教示ください。	入札公告時に示す予定です。
289	要求水準書(案)	77	第2	2	(13)	ウ	自由提案事業の料金の取り扱い	施設利用料金の設定は指定管理者たる事業者が任意に設定できるという理解でよろしいでしょうか。 料金設定は提案で示す必要はないことでよろしいでしょうか。また、県財政負担軽減寄与とありますが施設利用料金収入はどのように扱うのでしょうか。(集客の相乗効果がある一方で貸主側にも何らかの負担が生じる可能性があり、収入の変動リスクもあるので、確定的にサービステラから施設利用料金収入を削減されることは避けたいと考えております)	施設利用料金は、本施設の設置管理条例に基づき設定してください。なお、利用料金等の考え方については、入札公告時まで示す予定です。施設利用料金収入は、事業者の収入となります。また、自由提案事業自体の料金設定は、事業者が任意に提案できるものとします。
290	要求水準	77	第4	3	(13)	ア	自由提案事業の留意事項	自由提案事業は事業者の任意となっていますが、自由提案事業を提案した場合としない場合では提案評価に差がつくのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
291	要求水準	77	第4	3	(13)	ア	自由提案事業の留意事項	自由提案事業の開始後に採算が合わない等の理由が生じた場合、県と協議の上自由提案事業について撤退することは可能でしょうか。	その理解で結構ですが、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行となる可能性があります。
292	要求水準書(案)	77	第4	3	(13)	イ	自由提案事業	自由提案事業は、任意であるとの認識ですが評価項目に含まれるのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
293	要求水準書(案)	77	第4	3	(13)	イ	自由提案事業	施設利用料金は仮に指定管理者たる事業者と自由提案事業者が同じ場合でも支払う必要はあるのでしょうか。	その理解で結構です。
294	要求水準書(案)	77	第4	3	(13)	イ	自由提案事業実施に伴う利用料金の取扱い	自由提案事業を行うものが支払う施設利用料金は本施設の条例で定めた料金との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
295	要求水準書	78	第4	4	(1)	ア	業務方針	後述の建築物保守管理業務・建築設備保守管理業務では「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(国土交通省)」に準じて現場を巡回・観察とありますが、あくまでも当ガイドラインは参考とし、要求水準を満たしていれば、事業者の創意工夫・ノウハウに基づいて現場巡回・観察等の業務を遂行すればよいという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、関係法令等は遵守してください。
296	要求水準書	78	第4	4	(1)	ア	業務方針	後述の建築物保守管理業務・建築設備保守管理業務では「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(国土交通省)」に準じて現場を巡回・観察とありますが、あくまでも当ガイドラインは参考とし、要求水準を満たしていれば、事業者の創意工夫・ノウハウに基づいて現場巡回・観察等の業務を遂行すればよいという理解でよろしいでしょうか。	質問No. 295の回答を参照してください。
297	要求水準書	78	第4	4	(1)	イ	業務提供時間帯	「本施設の運営等に…(中略)…事前に県と協議を行うこと。」とありますが、業務時間帯が定まっていない状態での事業費の積算は困難です。基本的に事業者の提案に基づき協議が進められるという理解でよろしいでしょうか。または、協議により時間帯が大幅に変更する可能性がある場合には入札公告時に考え方や方針をお示しいただけますでしょうか。	基本的に事業者の提案に基づき協議が進められるという理解で結構です。
298	要求水準書	81	第4	4	(3)	ア	建築設備保守管理業務	「主要な設備等でメーカー独自の機能を有し、他者での定期点検が難しい設備等においては、各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とすること。」とありますが、他社での定期点検が困難かどうかの判断は事業者委ねられるという理解でよろしいでしょうか。想定されている設備等が具体的にあれば例示をお願いいたします。	その理解で結構です。具体的には、別紙7に記載しているプール電気備品や、可動壁・可動床等の設備を想定しています。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
299	要求水準書 (案)	85	第4	4	(6)	イ (イ)(a)	大会時のごみ処理	「大会時のごみ処理については主催者の要望に応じて事業者が『有料』で請け負う体制を整備すること」とありますが、ごみ処理代金は事業者の収入となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、料金の設定は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
300	要求水準書 (案)	86	第4	4	(8)	ア	実施方針	事業期間内の大規模修繕業務は想定していないが、事業期間内に本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新については、規模の大小に関わらず全て実施すること。 とありますが、こちらは修繕計画として、建築物、建築設備、器具・備品の全てについて、事業期間内に最大限想定されるものを提示するという認識でよろしいでしょうか。また、各種劣化状況の実情が計画・当初見込み費用と大きく乖離した場合には、計画・費用の修正・見直しを協議させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)に規定しているとおおり、事業期間内に本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新については、規模の大小に関わらず全て実施してください。 なお、事業者の責ではないことにより当初見込み費用と大きく乖離した場合、県と協議することは可能です。
301	要求水準書 (案)	86	第4	4	(8)	ア	大規模修繕	計時計測設備など、システムの陳腐化や大幅な技術革新により、定期的な更新では対応できない全面的な更新を実施しなくてはならなくなった場合、費用は大規模修繕として県に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
302	要求水準書	86 68	第4	4	(7)	イ	警備業務	・「大会時等には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう、主催者と調整の上、警備体制を整えること。」とありますが、運営業務-大会等利用支援に関する業務の中に「警備会社の手配に協力すること」とあります。事業者側で有人警備を実施する必要はないという理解でよろしいでしょうか。 ・開催される大会の規模や主催者の求める警備のレベルが入札時点では想定が難しいため、あくまで主催者による警備員の配置としてください。(警備会社への手配や警備計画の立案協力は可能)	大会開催時の警備員を事業者が配置する必要はありませんが、事業者側にて配置する提案を妨げるものではありません。
303	要求水準書 (案)	87	第4	4	(8)	イ	長期修繕計画の作成	「d 事業期間終了後、県が効果的かつ効率的に適切な修繕・更新に取り組むことができるよう、具体的な修繕計画を作成すること。」とありますが、事業期間終了後に県にて大規模修繕を実施(大規模修繕検討・設計者入札・設計図面作成・施工者入札・施工・維持管理計画作成等)するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
304	要求水準書 別紙5-1	1	共通事項				一般共通事項 採光窓	「一般共通事項」として「採光窓・遮光装置(電動)」の記載がありますが、プール空間以外の諸室すべてに必要、或いはプール空間のみ必要でしょうか。 また、プール空間も含め、室によっては採光窓を設置しない計画とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	別紙5-1に記載の通り、自然光が公式競技や興行等利用時の妨げとならなければ、プール空間以外の諸室に必ずしも遮光装置を設ける必要はございません。 また、採光窓につきましても、室によっては採光窓を設置しない計画とすることも可能です。
305	要求水準書 (案)	別紙 05-1	—	—	—	—	必要諸室及び仕様	想定面積として具体的な数値が記載されているものについて、±何%など目安となる基準がありましたらお示し下さい。	想定面積は別紙05-1に示しております。 ±何%など具体的な目安はありませんが、想定面積を参考に提案してください。
306	要求水準書 (案)	別紙 05-1	—	—	—	—	必要諸室及び仕様	延床面積の制限に関する記載がありませんが、特に制限はないという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
307	別紙5-1	2/7					飛込みプール	「飛込台の後方でなるべくプールに近い場所に温水シャワーと温浴槽(気泡浴槽)を設けるものとする」と有りますが、一般的には競技等での利用を想定されていると考えられますが、温浴槽は常設でしょうかそれとも仮設でも宜しいでしょうか。競技用であれば仮設という選択肢も考えられます。別途、「温浴槽・採暖室」の要求項目で一般的な利用の温浴槽が要求されていますので、それぞれの目的・役割を明確にして頂けますでしょうか。	別紙5-1「飛込台の後方でなるべくプールに近い場所に温水シャワーと温浴槽(気泡浴槽)を設けるものとする」は仮設でも構いません。 なお、メインプールゾーン及びサブプールゾーンに設置する温浴槽・採暖室から、「温浴槽」は削除します。要求水準書(案)を修正します。

No.	資料名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
308	別紙5-1	4/7					選手招集所	「プールサイド側に開閉可能な移動壁を設けること」と有りますが、具体的な内容が不明です。どの様なものを要求されているのか具体的な内容をお示し頂けますでしょうか。	大会開催時に、選手が選手招集所から円滑に50mプールに移動できること、および選手が50mプールの様子を確認できることを目的として、左記条件を設定しております。ただし、ご質問を踏まえ、具体的な整備条件を設定せずに、上記目的を満たすような整備方法は事業者の提案に委ねるとし、別紙5-1の記載を修正・追記いたします。
309	別紙5-1	7/7					観客用トイレ	「エアータオルを設けること」と有りますが、一般的にコロナ禍以降はこの種の器機は利用制限されています。ここでは敢えて必要という理解で宜しいでしょうか。	別紙5-1のP.7「観客用トイレ」の特記事項より、当該条件を削除する形で修正します。
310	【別紙5-1リスト】	7					観客席	「固定席は3,000席以上とし、…」との記載がありますが、観客席は仮設を含めて3000席以上として計画してよろしいでしょうか。	固定席が3,000席以上（うち1,000席程度が固定席）です。
311	要求水準書(案)	別紙05-2	—	—	—	—	配置イメージ図	10/12実施方針等に関する説明会にて、PFI事業敷地については现阶段では県案であるのご説明いただきましたが、いつ頃に確定する予定でしょうか。	PFI敷地は別紙5-2 配置イメージ図どおり、確定しております。
312	別紙5-3 諸室配置イメージ図							本施設の東側に川口市の駐車場が計画されていますが、水泳場で整備する北部と南部の駐車場(200台)と相互往来できる車両動線については、日常的に開放して自由に行き来ができる運用を想定されてますでしょうか。それとも日常的には行き来は出来なく臨時的な車両動線の考えでしょうか。	日常的に施設南側で往来できると想定しています。
313	別紙5-3 諸室配置イメージ図							ゾーニングに関して「ゾーニング図は、参考図であり提案を誘導するものではない。ただし、赤字で記載した要件については満たした提案とすること。」とあるが、赤字の記載はより良い提案の内容であれば内容や位置を変えた提案は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
314	別紙5-3 諸室配置イメージ図							PFI事業敷地(県プール予定地)約23,750m ² の敷地境界線の寸法をご提示願います。	入札公告時までに示す予定です。
315	要求水準書(案) 別紙5-3						諸室配置イメージ図	本施設の東側に川口市の駐車場が計画されておりますが、この駐車場は無料との理解でよろしいでしょうか。本施設で整備する駐車場及び駐輪場は無料とのことで、仮に市の駐車場が有料であると、本施設の駐車場が混雑する恐れがあるため、念のための確認になります。	川口市からは、無料と伺っています。
316	【別紙8 什器備品リスト】	1					利用券カード	利用券カード 表1c/裏1c 18種類x5000枚について、どのような運用のイメージを想定していますでしょうか？	ご質問の備品は「別紙8 什器備品リスト」から削除します。なお、「別紙8 什器備品リスト」については、内容を精査して入札公告時までに示す予定です。
317	要求水準書(別紙8)							AEDの記載がないようですが、整備は不要でしょうか。	要求水準書(案) P72に記載の通り、整備は必要となります。
318	参考資料1	1					埼玉県水泳連盟 県内大会 選手数・観客数・駐車場等資料	駐車場等資料との記載になっておりますが、駐車場を利用した人数の記載がありません。駐車場に係る情報があるようでしたらお示しください。	原案の通りとし、資料名称を「埼玉県水泳連盟 県内大会 選手数・観客数等資料」と修正いたします。
319	参考資料1						県内大会の日数・規模の過去実績	平成29年度の実績をお示し頂いておりますが、平成29年度前後の実績も可能な限りお示しください。また、これらの大会開催時の利用料金を加味して運営費を算出するという認識でよろしいでしょうか。	平成29年度前後の大会開催実績を整理した資料はございませんが、概ね同程度とお考えください。運営費の算出に際しては、参考資料1を参考にして頂きつつ、事業者において大会開催日程を想定したうえでご提案ください。